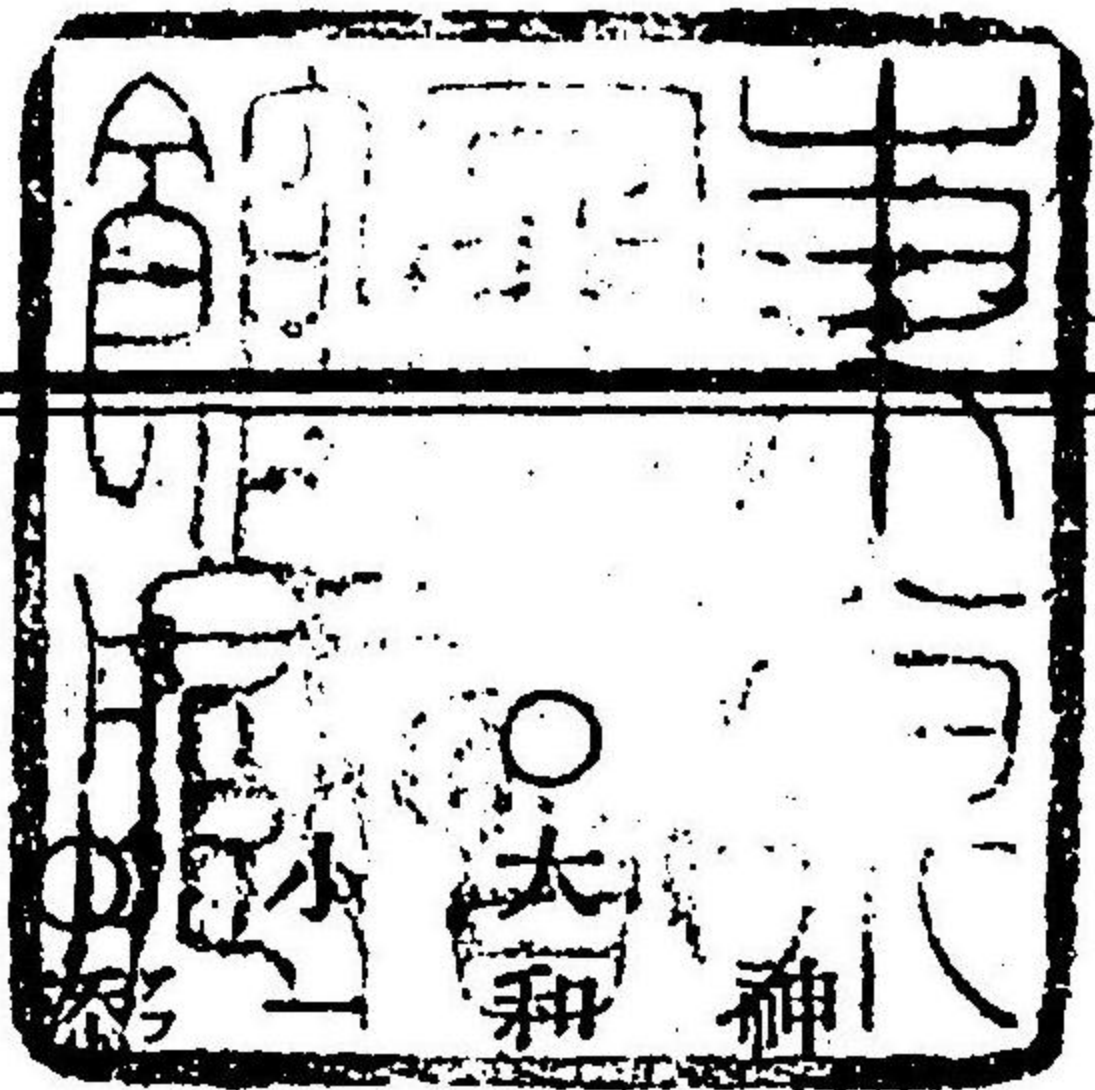


明治十九年九月四日内務省交付第119号

神祇志料卷之八

常陸 栗田寛編輯



神社三

○大和國二百八十六座

大一百廿八座

並月次新嘗就中
州一座預相嘗祭

並官
幣

幣
上郡卅七座
大九座
小廿八座

鳴雷神社、今春日山の巔香山ふみ、髮生大明神といふ、春日社年中行事、蓋

伊弉册尊の御子鳴雷神を祭る、古事記○按春日年中行事、開書、速日命を祀るとあるは、御兄弟の次序に依て、傳へ

しなる。醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗案上官幣に預り、每

年二月十一月祭料を賜ひ、中臣一人を差して、其祭に供祭らしむ、延喜式

率川坐大神御子神社三座、今南都率川の邊子守町にあり、大和志名所圖會 三枝

明神と云ふ、春日社記 傳云ふ推古天皇御世、大神君白堤始て神社を春日率川

邑に建て、姫踏鞴五十鈴媛命を齋祭る、之を大神御子神といふ、元正天皇

養老中、藤原朝臣不比等狹井子守二神を配祭る、狹井は大物主命子守は玉櫛姫なり、大倭注進狀引大神氏家玉櫛姫は三島溝楸耳神の子、又三島溝楸姫といひ、亦勢夜陀多良比賣といふ、日本書紀初美和の大物主神、勢夜陀多良比賣に娶て生坐る御子、姫踏躰五十鈴姫命、名據日本書紀初名富登多々良伊須々岐比賣命、後改て比賣多々良伊須氣余理比賣と申す、即神日本磐余毘古天皇の太后也、其太后の家狹井川の上にあり、天皇其太后の家許幸行て、一宿御寝坐き、其河邊に山由理草多かりき、其草の本名佐草と云ひき、古事記文武天皇大寶の制、毎年四月、三枝祭を行ふ、三枝華もて嚴く酒樽を飾り祭るは、蓋古の遺風也、令義又鹿靈和靈祭と云ふ、令集其大神族類の神なるを以て、大神氏宗之に供奉る、令集解釋光孝天皇の御世勅旨田八十町を寄し奉る、年中行事秘鈔文德天皇仁壽二年十一月辛丑、率川坐大神御子神に従五位下を授く、文德實錄醍醐天皇延喜の制、其祭三月を用ふ、神祕祭官齋して幣帛を社の祝に附けて之を奉り、又馬寮より神馬二匹を

奉る、延喜式後世二月十一月上酉日に、使を遣さる、北山鈔師緒年中行事、年中社根元記、諸神記並云、此社は藤原不比等の曾孫是公の建る所也と云り、然れど大寶令既に率川祭を載る時は、是公修造の事ありしにやあらむ、公事根源に、此傳疑はしと云るは、據あるに似たり、附て考に備ふ、

狹岡神社八座、今佐保田村御靈山にあり、佐保田明神といふ、大和志奈良縣文德天皇仁壽二年十一月辛丑、率川大神御子神と同く従五位下を授く、文德實錄凡毎年九月九日祭を行ふ、奈良縣神社取調書率川阿波神社今奈良西城戸町にあり、神社取調書蓋大已貴命の子事代主神を祭る、故に之を三枝御子社と云ふ、大倭神社注進狀文德天皇仁壽二年十一月辛丑、従五位下を授く、文德實錄

宇奈太理坐高御魂神社、按三代實錄に、法華寺薦枕高の傍にあり、大和志○按本書薦枕川、源は佐保川より出て、法華寺村を過ぎ、奈帳に、法華寺村の佐保殿村と法華寺村の間の田地の名に、雨多利と書るが、今も然呼處あるは、古の宇奈多利の遺名也、然るを貞觀以後、神名に法華寺を冠らしせ唱ふるは、當時佛寺盛なりし時、此神社を、其守護神など云し事のありしより起れるなるへし、長門本平家物語に、治承合戦の時、平重衡法華寺鳥居の

前に打立と云事見 高御産栖日神を祀る、三代實錄、持統天皇六年十二月甲
へたり、延喜式 申、大夫等を遣して、新羅調物を菟名足社に奉り、日本書紀 聖武天皇天平二年
神戸租稻一百一十束を以て祭料に充て、東大寺正倉院文書 平城天皇大同元年、大
和尾張等地十三戸を神封とす、新抄格勅符 清和天皇貞觀元年四月乙未、法華
寺從二位薦枕高御産栖日神に正三位を授け、陽成天皇元慶三年六月丁
卯、從二位に進め奉る、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次相嘗
新嘗の案上幣帛に預る、延喜式 凡九月十一日祭を行ふ、奈良縣神社取調帳
和爾坐赤坂比古神社、又た和爾神といふ、東大寺正倉院文書、新抄格勅符 今和
爾村にありて天王といふ、山城志名所圖會 聖武天皇天平二年、神戸租稻一千六
十二束を以て、神祭雜用に充て、東大寺正倉院文書 平城天皇大同元年、大和四戸を
神封に寄し、新抄格勅符 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下和爾赤坂彦神
に、從五位上を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗案
上官幣に預る、延喜式

穴次神社、○按次一本 今古市村井栗森にあり、奈良縣神社取調帳 猿田彦命を祀る、神帳頭注、兼俱本神名帳 凡其祭十月二十日を用ふ、奈良縣神社取調帳

和爾下神社二座、今一座は上治道天王といふ、和爾村の南標本村にあり、
一座は下治道天王と云、横田村にあり、大和志、神名帳 蓋和珥臣の祖天押
足日子命、大倭帶彦國押人命を祭る、日本書紀、大倭帶彦氏錄大要 凡毎年八月十三日、祭を
行ふ、神官樗井氏其神裔也、奈良縣神社取調帳

奈良豆比古神社、今奈良坂村にあり、土人之を生土神とす、大和志、名所圖會 醍醐
天皇延喜の制、祈年祭幣に鈿鞞を加奉らしむ、延喜式 凡九月九日祭を行ふ、
奈良縣神社取調帳

太祝詞神社、今森本村にあり、森神社といふ、奈良縣神社取調帳 ○按式社私
ありしか、何世廢たる事を知らず、今社址と云、坊目考 云、東新在家村に
のみと云り、又大和志にも、在所未詳とあるを、取調書にかく云るいふか、附
て考に 蓋天香山坐櫛眞智命の子太詔戸命を祀る、參取釋日本紀、引龜兆傳、
詔戸神の事を天接持神の女天香山池に往む、龜津比女命、今天津詔戸太詔戸命
といふとある、天接持は天櫛待の誤にて、天櫛眞智命と聞白、太詔戸命は、其子

神なる事著ければ、其系を取て記せれど、龜津比女稱徳天皇天平神護元年神

封一戸を充奉り、新抄格醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗乃

案上官幣に預る、延喜式凡九月九日祭を行ふ、奈良縣神社

高橋神社、今八條村高橋にあり、大和志、奈良縣神社取調書○按式社私考に

に、今櫻本村に高階と云地名あり、是高橋なるへし、日本書紀の歌に、石上布留

を過て、薦枕高橋すきとある地理よく符へり、されど社は絶たりしなるへし

と云

神波多神社、今山邊郡畑庄仲峯山村にあり、山城志、名所圖會○按仲

皇延喜の制、祈年官幣に缺一口を加奉る、延喜式凡毎年九月廿九日祭を行

ふ、奈良縣神社取調書

宅布世神社、今八島郷鉢伏村にあり、大和志、名所圖會

大和日向神社、今奈良村にあり、輕天社といふ、神名帳蓋豐城入彦命男倭

日向建日向八綱田命を祭る、日本書紀、姓氏錄大要○按姓氏錄、輕部は八綱

り、且奈良村輕天社の名を以て、本社田命の後、また豐城命の裔に荒田別奈良別

すに據らば、宅布世神、疑らくは荒田別の子竹葉瀬君を祀れる歟、附て考に備ふ

醍醐天皇延喜の制、祈年祭の時、缺鞞を加奉りき、延喜式凡毎年十月廿七日

を以て祭を行ふ、奈良縣神社取調書

夜支布○按臨時祭式山口神社、今大柳生村にあり、大和志、名所圖會文徳天皇嘉祥

三年冬十月辛亥、夜支布山口神に従五位下を授け、文徳實錄清和天皇貞觀元

年正月甲申、正五位上に叙され、九月庚申、雨風の御祈に依て、使を遣し幣

を奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及

祈雨の幣帛に預る、延喜式

春日神社、今春日神垣森の東にあり、春日地主神といふ、所謂榎本社即是

也、神名帳考、大和名所圖會添上郡式社私考、○按天平勝寶八歲、東大寺圖、御

地即本社なる事明けし、

寶太神社、今稗田村にあり、三社明神といふ、大和志、神名帳考、藤土代

春日祭神四座、今春日郷三笠山の麓にあり、大和志、和余雅國華万葉記第一殿常陸鹿島

に坐健甕槌命、第二殿下總香取に坐伊波比主命、第三殿河内牧岡に坐天

兒屋根命、第四殿比賣神を祀る、文德實錄、延喜式、帝王編年記、○按編年記、比賣神は伊勢國相殿にして、伊勢大神宮より遷御といひ、神名秘書之を考極千々姫とするを以て、後世遂に伊勢大神を配せ祭ると云ふに至れり、然れど文德實錄延喜式に正しく比賣神のみあるに據時は、盍天兒屋根命の比賣神にして、伊勢相殿の神にあらざる事著し、故今二書の説を取らず、附て考に備ふ 初元明天皇和銅二年、右大臣藤原不比等官姓據續日本紀 鹿島神を氏神と崇めて、天皇及皇后の御

爲に、近く春日の三笠山に移し奉り、地名に依て春日神と申す、大鏡、及裏例集、色葉字類鈔、○按帝王編年記、春日社記、諸神記等の書並に景雲二年を以て始としつれど、天平十二年、大中臣清麻呂此神を攝津壽久山に移祭る事、雜例集字類鈔に見は、神護元年封戸を寄す由、稱徳天皇神護元年、鹿島新鈔格勅符に載たる者と合はず、故に今之を取らず 稱徳天皇神護元年、鹿島社の封二十戸を割て之を寄し、新抄格勅符 神護景雲二年十一月己卯、神殿造り畢るを以て、香取神牧岡神比賣神を合祭り、藤原四所明神と云き、帝王編年記、一代要記、大鏡裏書、春日驗記、色葉字類鈔、神殿造畢據春日社記、諸神記、○按和銅中既に鹿島神を祭る時、神殿ありし事著きを、此時三座を配祭るに就て、殊に改造ありしなるへし、宇佐託宣集に引春日社注進狀に、左大臣藤原永手春日大明神を三笠山に勸請奉ると云るは、三座の神を祭りし事にやあらむ、附て後考、其後外戚の權甚盛なるに及て、春日神又尤顯る、參取續日本紀、文德實錄、三代實錄大意

桓武天皇延曆二十年九月壬午、香取鹿島神封の調庸布千四百端、麻六百

斤、紙六百張を毎年の祭料に充て、天平神護中寄し奉る神封を、鹿島に還し納め、新抄格勅符 仁明天皇承和八年三月壬申朔、郡司に勅して、神山の内、獸を獵し木を伐事を停め給ひ、續日本後紀 文徳天皇嘉祥三年九月己丑、參議藤原朝臣助を奉て、神財を奉り、建御賀豆智神伊波比主命を正一位に、天兒屋根命を従一位に、比賣神を正四位上の御冠に上給ひき、前に御祈の事ありしを以て也、文德實錄 清和天皇天安二年十一月庚申、春日祭を停め、貞觀元年二月丙申、祭を行ふ事常の如し、三代實錄、○按春日社記、諸神記、公事根源並に云、春日祭嘉祥三年に起る、或は貞觀元年十一月とす、然れど文德實錄三代實錄を考ふるに、嘉祥は神階を授くるの始にして、祭の始にあらず、且天安に祭を停るの文ある時は、貞觀を始とするもの、恐らくは誤れり、蓋其恒例たる者、或は是年十一月九日に起る歟、姑附て考に備ふ、 此後二月十一月上申日を以て、恒例の祭日とす、貞觀儀式、延喜式 八年十二月丙申、藤原朝臣須惠子を以て、春日及大原野神の齋女とし、十年閏十二月甲寅、勅して大和國騎兵四十人、執杖士廿人を差充て、春日齋女社に參る時の威儀に備へしめ、其春祭には預め國郡司各二人相共に祇承るへく制給ひ、十三年六月丁丑、新鑄銅

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

神祇志 卷之八 鹿島神社

印を齋院に充しむ、陽成天皇元慶六年十月甲子、是よりさき毎年春秋祭日、興福寺をして走馬の埒を結作り、且其塵穢を掃除しめき、然るに此歳寺家奏狀に依て、大和國をして之を造らめ、八年八月甲寅、新に神琴二面を造て、神社に充つ、景雲二年十一月九日に充る所の神琴破損ふを以て也、三代實錄醍醐天皇延喜の制、並に名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、春冬二時香取鹿島神封を割て、祭料に充る事延曆の制に従ひ、其雜給料は、所司各之を供ふ、凡神主、物忌各一人、預神部、彈琴、守神殿、仕丁各二人、膳部八人、卜部二人を置いて之に仕奉らしむ、延喜式朱雀天皇天慶二年十一月壬午、承平中皇太后の病を祈りし報賽に、幣帛走馬神寶を奉り、日本世記圓融天皇天元五年七月丁酉、音樂走馬を發遣し、日本紀畧一條天皇永祚元年三月癸卯、行幸し給ふ、春日行幸此に始まる、兵範記日本紀畧、小右記、一正曆五年四月戊申、中臣氏人をして、疫癘火災の爲に幣帛を奉り、木朝世紀畧、寬弘七年閏二月己未、明年三合厄に當ると云を以て、祈年穀使に附

て、神寶東遊を副奉り、日本紀畧百鍊鈔、大鏡裏書、後一條天皇治安元年十月丙辰、天皇太后と共に行幸して、添上郡を寄し奉り、日本紀畧榮華物語、大鏡裏書、堀河天皇寬治七年三月丁酉、上皇春日社に幸し給ふ、關白藤原師實以下、公卿悉く従ふ、其花美を盡すこと尤甚し、扶桑略記十月癸酉、神山屢恠あるを以て、使を遣し幣を奉り、百鍊鈔、鳥羽天皇元永二年五月壬午朔、伊賀國神領を取む、唯壬生野庄は、舊に依て若宮常燈料あ充つ、若宮の神崇あるを以て也、中右記崇徳天皇保延三年二月壬寅、興福寺僧徒七千餘人、春日御體を捧けて、勸學院に入て事を訴ふ、百鍊鈔、初寬治より後、僧徒等動もすれば神民數千人を率て、梓神木に鏡數枚を懸け、春日神體と稱ひて、京に入り事を訴ふ、其横暴甚しかりき、本朝世記扶桑略記、百鍊鈔、近衛天皇久安三年二月丙辰、大和に行幸して、春日祭大名神四座を祭る、台記四條天皇嘉禎二年十一月壬午、參議藤原朝臣宗平、散位惟宗朝臣盛基等をして、幣帛を奉らしむ、春日社司凡春日奉幣使は、舊制内藏寮助五位一人を用ふ、延喜式江家次第、元曆元年、勅して四位を用

ひ、玉海此に至て珠に神威を増え、宿禰を養し給ふ爲に、三位巳上を使とし、兼て若宮祭に官幣を奉るへく制給ひき、祐茂記、百鍊鈔仁治二年三月乙卯、鹿島社火あるを以て、幣を奉り、東鑑、百鍊鈔後宇多天皇建治三年正月、蒙古の事に依て、本社御祈を行ひ、興福寺畧、年代記弘安四年十月丙申、興福寺僧神木を捧て、稻荷社に至り、石清水神人等本社神人を傷く事を訴ふ、一代要記、歴代伏皇紀、百鍊鈔伏見天皇永仁三年十二月庚申、太上天皇臨幸し、七日參籠ありて、臨時の神樂を行ひ、興福寺畧、年代記正應三年二月癸未、後深草院の御願に依て、始て臨時祭を行ふ、國大曆、康永三年、月日據、春日社記、諸社根元記嘉元中に及て、四月上申日を式日とし、後或は秋冬の季に之を行はる、國大曆、康永三年、永三年後二條天皇正安三年十月乙卯、四社神鏡各二面、若宮正體神鏡十面を失ふ、十二月壬辰、神殿に還し奉り、吉續日驗記、興福寺畧、年代記嘉元元年六月丙辰、神厨火災あるを以て、四社の御體を若宮に移奉る、此時第四殿神鏡を失ふ事を奏す、朝廷使を遣し、寶藏の神鏡一面を以て御簾に懸奉りき、二年十月甲辰、勅願に依て、公卿をして神樂を

行はしめ、興福寺畧、年代記後村上天皇興國二年七月、北主光明院河内國楠葉關を本社造營料に充しめ給ひき、春日社司、祐植記蓋藤原氏春日神を崇め奉りしより、齋女を置いて賀茂齋院に擬ひ、神封を寄し祭料を班つの多き事、伊勢大神宮を除くの外、天下諸社又比類へきものなし、延曆中、都を遷すに及て、私に大原野社を設け、又吉田社を建て、合せて之を氏三社といふ、皆藤原氏權を專にするの政に出つ、中葉以來、關白春日詣、公卿上官多く之に従ふ時は、其儀衛の盛なる事、又知るへきのみ、御酌三代實錄、延喜式、大鏡、及裏書、日本紀畧、百鍊鈔大意、凡春日祭儀、負觀中之を定む、祭に先つて預め、陰陽寮をして祓の日時方地を擇はしめ、所司幄を河頭に立つ、祓日、齋女車に駕て祓所に向ふ、時に左右京兵士各一人、白杖を執て道左右にあり、次坊令官人各一人、次六位左右各二人、五位各一人、院別當道中央に在て之に次く、次左右衛門火長五人、各道左右にあり、次門部、左右兵衛、左右近衛各一人、次に齋女の車中路にあり、車從左右各八人、小童左右各一人、並に褐衫を着く、走瀧左右各二

人、紫裔濃を着く、執屏、執翳、左右各一人、並退紅染衫を着て之に従ふ、次院司陪從各左右にわり、清櫃、韓櫃一荷、女別當車、宣旨車、膳物、祿物、韓櫃六荷、次に陪從女車六兩、童女車一兩、之に次く、山城國司五位及六位各一人、郡司等を率て京極大路に候ひ、引道て祓所に至る、辨史生官掌各一人、所司を率て事を行ひ、中臣麻を供へ、宮主祓詞を讀了て、祿を賜ふ事差あり、訖て本院に還る、祭前二日、神祇官一人、神主、神琴師、神部、卜部等を率る、掃部官人、掃部を率ひ、内膳官は膳部、仕丁、仕女等を率て、社に向ひ事を行ふ、前一日、鶏鳴齋女車に駕て社に參る、其儀大抵祓日に同じ大和國界に至る時、大和國司、山城國司に代て祇承り、佐保頓舎に至て宿りす、是間外記史供奉諸司と、社西方に供神物を辨備ふ、祭日、平旦、神祇官人、物忌童女を率て、神殿を掃ひ、神部等神殿を裝ひ、神寶を殿頭及垣邊に立つ、大臣已下、及六位藤原氏人、次々に座に就く、即齋女頓舎より輦に駕り社に參る、其儀郡司二人、道の中央に在て前行し、六位、五位、國司各一人、歩兵左右各十人、騎兵各

廿人、内藏寮、中宮、春宮、及院の幣帛之に次く、春宮中宮の走馬、並左右各一騎、近衛走馬各六騎、次に馬寮五位、及近衛官各一人、次に中宮使、内藏官人、院司、次に左右衛門、門部、及左右兵衛、並各一人、次齋女輦車中路にあり、輦前に左右近衛各一人、松擔丁各五人、輦の左右前後、陪從走孺等若干、執屏、繖、執翳、執笠、左右各一人、駕馬女各四人、駕馬童女各二人、清器、韓櫃之に次く、次に廁人、掃部、及院司、左右各一人、陪從左右各三人、膳物、服物等、韓櫃十荷、次に内侍及女別當童女の車之に従ふ、輦車社の西方北門に至て、前行大夫以下、馬より下りて、列り立ち、陪從女車を下り、行障を執て輦下に候ふ、既にして齋女輦を下り、門内座に就く、内侍以下、みな座に着く、爰に内藏頭幣を門外棚上に置く、内侍以下、神殿に進て供神物を檢校む、齋女神態衣を服、入て座に就く、内藏頭幣を執り、瑞垣の前棚上に置き、兩段再拜了て退出、二宮使亦此の如し、次氏人、諸家使、各幣を執り、入て下棚に置き、並兩段再拜、訖て退出、神部四人、内藏幣を物忌に授けて、神殿に納め、各食

薦を殿前に敷く、氏人五位、神饌机を昇き、東殿を首として、之を列ぬ、神部酒樽を昇入れ、神酒一樽を一二殿の間に、一樽を三四殿の間に立て、机と相配ふ、社釀酒四岳を、中重に立て、殿毎に之を備ふ、内侍以下入て饌の蓋を開き、酒を酌て、殿毎に一宿酒、社釀酒各一坏を奠り、訖て殿前座に就く、次大臣已下、朝使氏人又座に就く、近衛少將、馬寮頭、神馬四匹、走馬八疋を神前に引列ぬ、時に神主木綿キヌワタして座に就き、兩段再拜手を拍つ事四段、祝詞を奏す、大臣朝使各手を拍て再拜、祝詞以下據江家次第了て各直會殿座に就く、神部散祭を行ふ、次ハ馬寮神馬を率き、社を廻る事八度、近衛少將官人を率て東舞し、諸司ハ御膳を給ふの後、神祇副、琴師、笛工を召し、座に就しむ、即各物の音を調せ、神主及祐氏人等次々に和舞し、酒三行了て、齋女還て西門の座に就き、服を釋て頓舎トドケ還る、導從初の如し、其後外記五位六位、見參文を大臣に進め、祿を賜ふ事差あり、大臣已下、即馬場に出て、御馬を馳しむ、其冬祭の儀も、此の如し、唯齋女社に參る事なきのみ、貞觀儀式此日

關白又五位氏人を遣して、神馬を奉る、年中行事其祭儀の盛なる事、賀茂祭に異なることなし、後醍醐天皇建武中に至て其儀稍衰ふ、建武年中行事今猶春冬二時の祭毎に、稻垣に櫛を指飾り、酒殿の釀酒を神殿に備ふ、春日社年中行事凡神社に仕ふる者、大中臣中臣二氏あり、中臣は鹿島神の神駕に従奉りし中臣殖粟連時風、秀行の裔にして、其族修行、正預、權預、加任預、神宮預、權預、次預、新預等ハ任され、大中臣の族は神主、權神主、新權神主に補任さる、續南行雜錄、參取春日社記、大和志凡春日攝社又多し、隼明神は内院に、角振明神は中院に、榎本明神は外院にあり、春日社記、諸社根元記古ハは春日山に在り、之を地主神とす、故春日社に詣つる者、必先この社に詣つといふ、神祇志考酒殿神祠、竈殿神祠、並ハ外院にあり、大和志孝謙天皇天平勝寶二年二月乙亥、春日酒殿に幸し給ふ即此也、續日本紀赤穗神社今南都高畑神坊町にあり、春日若宮神之坊社と云ふ、大和志、名所圖會島田神社、春日社巽方にあり、春日社記

御前社原石立命神社、○按神名帳秘釋に、社を杜に作る、一本原字なし、今古市村にあり、添上郡式御

前石立明神と云ふ、春日社記、社私考

天乃石吸神社、春日社の巽方にあり、己上四社合せて之を春日攝社四所

明神とす、諸社根元記、春日社記

五百立神社、今南都東大寺眞言院北にあり、五百餘社と云ふ、

天乃石立神社、今小柳生村岩戸谷にあり、大和志、名所圖會、○按古事記、神八

造等の祖也、舊事紀國造本紀、神八井耳命孫建五百建命を科野國造とする事み

久志玉姫命を祀る、延喜式、參取、蓋矢田部氏の祖神櫛玉饒速日命及妃三

炊屋媛也、新撰姓氏錄、日本書紀、舊事本紀、平城天皇大同元年、大和地二戸を矢田神に寄

○添下郡十座、大四座、小六座

矢田坐久志玉比古神社二座、今矢田村にあり、矢落明神と云ふ、神名帳考、大和志

五位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、並に大社に列り、祈年月次新嘗の

案上幣帛に預る、延喜式、凡毎年三月八月午日、祭を行ふ、奈良縣神

添御縣坐神社、今鳥見莊三碓村にあり、大和志、祈年祭六縣神の一也、延喜式、聖

武天皇天平二年、神戸租稻一百七十二束を以て、祭祀雜料に充て、東大寺

文平城天皇大同元年、神封二戸を寄奉り、新抄格、清和天皇貞觀元年正月

甲

奈良縣神

社取調書

菅田比賣神社二座、醍醐天皇延喜の制、祈年祭歛鞞の幣に預る、延喜式、○

姓氏錄、天津彦根命の裔往々大和に住者あり、且下に菅田神社あるを思ふに、菅

田比賣は蓋菅田首の祖神天乃目一命の比賣神を主として、二座を祭れるなら

む、然れど明徴なし、附て後考を俟、

佐紀神社、今超昇寺にあり、大宮といふ、大和志、○按超昇寺

は、古佐紀郷の地也、

十

菅田比賣神社

姓氏錄

田比賣

む、然れど

佐紀神社

は、古佐紀郷の地也

菅原神社、今菅原村にあり、菅原天神と云、神名帳考證、大和志、和州舊跡幽考、蓋菅原氏の祖神を祀る、參取姓氏錄、續日本紀、凡其祭十月十八日を用ふ、奈良縣神社取調書

登彌神社、今鳥見莊木島村にあり、大和志名所圖會

菅田神社、今平群郡菅田村の南八條村にあり、大和志、神名帳考證、蓋菅田首の祖神

天目一命を祀る、參酌古事記、姓氏錄、延喜式、播磨風土記、

伊射奈岐神社、今上村にあり、天王といふ、大和志、伊弉諾尊を祭る、清和天皇

貞觀元年正月甲申、從五位下伊射奈岐神に從五位上を授け、三代實錄、○按高下郡に

も同名の社ありて、此神階は何れとも決り難きに似たれど、本書添御縣神に次て、伊射奈岐神とあるにて、此社なる事あると、故今こゝに附く、醍醐

天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式

○平群郡廿座 大十二座 小八座

龍田坐天御柱國御柱神二座、今立野村龍田峯上にありて、本社と云、即是

也、龍田緣起、長剛補忘集、大和志、國華万葉記、風神級長津彦命級長戸邊命を祀る、日本書紀、舊事本紀、○按古事

記此神名なし、日本書紀、級長津彦一神とす、二神とするもの舊事紀に從ふ、亦名を天御柱命國御柱命といふ、文德

實錄、延喜式、上古伊弉諾尊大八洲國を生給て詔曰、我生りし國唯朝霧のみ薰

満る哉と詔て、乃吹撥はせる御氣息に生坐る神也、日本書紀、舊事本紀、崇神天皇御

世五穀物惡風荒水に逢て、年まねく傷はるゝと、天皇憂給ひ、祈誓して御

寢坐る大御夢に、此神顯れ坐して、此は我御心也、明衣楯戈御馬鞍品々の

幣帛備て、朝日の日向ふ處、夕日の日隱る處の龍田立野の小野に、吾宮を

定奉りて、吾前を治め奉らば、天下の公民乃作りと作る物は、草の片葉に

至るまで、成幸へ奉らむと悟奉りき、故其に始て、神社を建て之を祭りき、

延喜式天武天皇三年四月癸未、小紫美濃王小錦下佐伯連廣足をして、風神

を龍田立野に祭り、明年七月壬午、又之を祀る、風神祭此に始る、日本書紀天武

天皇大寶の制、四月と七月とを例月とし、令義後に四日を祭日とせらる

本朝月令引弘仁式、延喜式、北山鈔、聖武天皇天平二年、龍田神戸租稻四百四十束を以て、神

祭及雜用に充て、東大寺正倉院文書平城天皇大同元年、神地三戸を寄奉り、新抄格

嵯峨天皇弘仁十三年八月庚申、龍田神に從五位下を授け、日本書紀文德天皇

嘉祥三年七月丙戌、大中臣久世王を遣して、風雨時に従ひ、五穀豐登の事を祈らしめ、二神並に從五位上に叙され、仁壽二年七月庚寅、並に從四位下を賜ひ、壬辰、幣馬を奉て年を祈り、十月甲子、從三位に進め奉り、文德實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、從三位龍田神に正三位を授け、九月庚申、風雨の御祈に依て幣を奉り、十二年七月壬申、使を遣し、幣を奉り、雨滂なき事を祈らしむ、是よりさき河内國堤を築の功、未だ成終さるに、重て水害おらむ事を恐て也、陽成天皇元慶二年七月己未、神寶を納る爲に、倉一字を造り、三年六月癸酉、神財を奉らしむ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、並に名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣に預る、凡夏秋の祭、王臣五位各一人、神祇官六位、官人各一人を使とす、卜部、各二之神部、各二之に從ふ、國司次官以上一人、専ら事を行ひ、諸郡をして費二荷を奉供しむ、其祭料稻並に當國の正税を用ふ、延喜式一條天皇正曆五年四月戊申、疾疫放火の變に依て、中臣氏を宣命使として、幣帛を奉らしめき、本朝月記、參取日本紀畧今四月

四日、八月十二日祭を行ふ、其神幸の地龍田村にあり、後世小祠を建て新宮と云、即是也、良訓補志集、大和志、行囊鈔龍田比古龍田比賣神社二座、今天御柱國御柱社の右に在り、大和志、神名帳考蓋風神を祭る、萬葉和歌集往馬坐伊古麻都比古神社二座、○按往馬、臨時祭式、北山鈔並に勝駒に作る、今生駒谷一分村にあり、往馬大明神といふ、生駒谷十七郷の氏神也、大和志、神名帳考、證、名所圖會伊古麻都比古命伊古麻都比賣命を祀る、延喜式、伊古麻社傳聖武天皇天平二年、神戶稻租二百三拾餘束を祭料及雜用に充て、東大寺正倉院文書平城天皇大同元年、神封三戸を寄し、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下往馬坐伊古麻都比古神に、從五位上を授く、三代實錄醍醐天皇延喜の制、二座並に大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預り、其一座は又祈雨の幣に預る、延喜式凡大嘗祭、膽駒社の神部をして、火鑽木を奉らしむ、北山鈔卜部氏又此神を祭て、龜卜火燧木神と云、神名帳頭注、參考卜部龜卜次第與書、○按延喜式、年中御卜料、波迦木は、大和有封の社に仰せて之を採進らしむ、本社火燧木

嘉祥三年七月丙戌、大中臣久世王を遣して、風雨時に従ひ、五穀豐登の事を祈らしめ、二神並に從五位上に叙され、仁壽二年七月庚寅、並に從四位下を賜ひ、壬辰、幣馬を奉て年を祈り、十月甲子、從三位に進め奉り、文德實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、從三位龍田神に正三位を授け、九月庚申、風雨の御祈に依て幣を奉り、十二年七月壬申、使を遣し、幣を奉り、雨滂なき事を祈らしむ、是よりさき河内國堤を築の功、未だ成終さるに、重て水害おらむ事を恐て也、陽成天皇元慶二年七月己未、神寶を納る爲に、倉一字を造り、三年六月癸酉、神財を奉らしむ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、並に名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣に預る、凡夏秋の祭、王臣五位各一人、神祇官六位、官人各一人を使とす、卜部、各二之神部、各二之に從ふ、國司次官以上一人、専ら事を行ひ、諸郡をして費二荷を奉供しむ、其祭料稻並に當國の正税を用ふ、延喜式一條天皇正曆五年四月戊申、疾疫放火の變に依て、中臣氏を宣命使として、幣帛を奉らしめき、本朝月記、參取日本紀畧今四月

を奉る者、或は波々廻木を云歟、附て考に備ふ、凡八月十一日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

平群石床神社、今越木冢村に巖上祠あり、傍の一大石を石床と云、蓋是也、大和志、名

所圖會、清和天皇貞觀元年正月甲辰、從五位下より從五位上を授け、三代

實醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜

伊古麻山口神社、○按臨時祭式、伊古麻を廢駒に作る、今深原村にあり、大和志、名

所圖會、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、九月庚申、雨風の御祈

の爲に幣を奉りき、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の

案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、延喜式、一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏

人を宣命使として、疾疫放火の事を祈らしめき、本朝世記、參取日本紀、零、○

は、往馬の社か、又本社を指して云、按本朝世記、廢駒に作る時

るにか、詳ならず、今姑く此に附く、平群神社五座、今平群郷平群谷西宮村にあり、大和志、名

所圖會、蓋平群朝臣の氏神也、參攷古事記、日本書紀、姓氏錄、○按古事記、姓氏錄、三代實錄、平群木免宿禰

酒首、凡七氏あるか内、平群文室姓は、平群に文室を復ぬたるにて、平群より出た

る姓と聞け、額田首は母の姓なりと云へば、此二氏を除きて、即五氏なり、依て思ふに、五座は即五氏の別れたる祖を各一人つ、醍醐天皇延喜の制、並に大社

に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式、久度神社、今葛下郡王寺村の久度邑にあり、大和志、神名帳考、證名所圖

蓋桓武天皇外戚の神を祀る、延喜式、江家次第、故此神を以て平野神社に合せ奉り

き、延喜式、桓武天皇延曆二年十二月丁巳、平群久度神に從五位下を授けて

官社とせらる、續日本紀、平群坐紀氏神社、今平群谷上莊村にあり、辻宮といふ、横原、椿井、西向、共に

之を祀る、大和志、蓋紀朝臣遠祖武内宿禰を祀る、參取日本書紀、古事記、新撰姓氏錄、淳和天皇天

長元年八月丁酉、右衛門督紀朝臣百繼、越前加賀守紀朝臣末成等か奏請

に依て、紀氏神を幣帛の例に預らしめ、類聚國史、六年四月乙丑、山城愛宕郡の

丘一處を百繼等に賜ふて、神を祀る處たらしむ、日本紀、零、醍醐天皇延喜の制、

名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式、猪上神社、今信貴畑村信貴山にあり、大和志、神名帳

考、名所圖會、

神代卷 延喜式 卷之八 延喜式 卷之八 延喜式 卷之八

六位各一人を祭使に充しめ、延喜式 一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏人を宣命使として、疫疾放火の變を祈申さしめ、本朝世紀、參取日本紀

讚岐神社、今散吉郷濟恩寺赤部二村の界にあり、大和志 蓋散吉大建命散吉伊能城命を祀る、陽成天皇元慶七年十二月甲午、正六位上散吉大建命神

散吉伊能城命神に従五位下を授く、三代實錄 ○按延喜式載する所一座に如き以て徵とするに足れり、故今姑く此に附く、凡毎年九月十日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

櫛玉比女命神社、今辨才天村にあり、大和志名所圖會 櫛玉比女命を祀る、此は蓋饒速日命の妃御炊屋媛也、參酌舊事紀、延喜式大意

穗雷命神社、蓋伊弉冉命の御子火雷神を祭る、日本書紀、古事記 清和天皇貞觀七年十月丁巳、正六位上保沼雷神に従五位下を授け、九年八月壬午、從五位

上に叙さる、三代實錄 ○按穗雷命、保沼雷神、蓋同神也、故に此に附く、於神社今大塚村にあり、城宮といふ、日本紀通禮、大和志 醍醐天皇延喜の制、祈年祭

に鐵一口を加奉りき、延喜式

○葛上郡十七座 大十二座 小五座

鴨都味波八重事代主命神社二座、延喜式 又葛城賀茂神社といふ、出雲風土記、延喜式、神皇

正統記、大三輪神鎮座次第、大三輪社の別宮也、大三輪神鎮座次第 今御所村にあり、近隣五村の氏神とす、大和志、神名帳

蓋積羽八重事代主神妹高光姫大神命を祭る、參取古事紀、延喜式 ○按社傳に、下照姫命、建御名方命を合祭るとある下照姫は、蓋高光姫を誤り傳へしものなる事著し、故今舊事紀に據る、こは天下

造らし、大神大國主神の都宮に坐高津姫に娶て生坐る神也、舊事紀 崇神天皇御世、神裔大賀茂祇命に勅して、初て社を葛城邑賀茂地に建て、此神を齋き奉らしめ給ひき、大三輪神鎮座次第、參取舊事本紀 醍醐天皇延喜の制、並名神大社

に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上幣帛に預る、延喜式 葛木御歲神社、今東持田村御年山にあり、大和志、名所圖會、奈良縣神社取調書 大年神の子

御年神を祭る、古事記、延喜式 ○按舊事本紀に、八重事代主神の妹高照光姫大の順序に依て、推めてに云る、神命は倭國葛上郡御歲神社に坐すとあるは恐らくは神名帳 妄説に似たり、故に取らず、此神は蓋穀を知りて、大なる功ます神也、古語

延喜式 上古大地主神御田營らし、時、田人に牛肉を食はしむ、御年神の

神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八
神代卷之八

子其田に至り、御饗に唾て、還り坐て父神に其状を告す時に、御年神怒り坐て、其田に蝗を放し給ひしかば、苗葉忽に篠竹なす枯損ねき、故、大地主神片巫カマウラナキ○本注に云、ヒコウラナキ肱巫ヒコウラナキ○本注云、今、俗、電輪、ヒコウラナキとして、占求給へば、此は御年神の祟也、白猪白馬白鶏を献りて、其神怒りを解和給へと白しき、故、教のまゝに御年神に奉謝給ふ時に、答曰く、是は誠に吾御意也、故、麻柄を加世岐に作り、其葉を以て之を拂ひ、天押草をもて其を押し、烏扇を以て扇け、如此して猶去すば、溝口に牛、肉を置き、薺子山椒、吳桃葉、及塩を其畔に班置け、と言教給ひき、茲に大地主神其教の隨行給ふ時に、苗葉復茂りて、年穀豊に稔き、是神祇官白猪馬鶏を以て此神を祭る縁也、古語稱徳天皇天平神護元年、大和讃岐等十三戸を神封に充奉り、新抄格勅符、文徳天皇仁壽二年四月庚申、御歳神に従二位を授け、十月甲子、正二位を加へ奉り、文徳實錄○國御歳神とのみにて、郡名なし、故、高市郡御歳神社と混はしく思はるれ、と三代實錄の位階神名に據時は、本社なる事甚明らか也、故に此に附く、清和天皇貞觀元年正月甲申、正二位葛木御歳神に従一位を授く、三代實錄初大田

田根子の裔本社新撰姓氏錄の祝たりしより後、神主を置事なかりき、代實錄大應八年に至て始て神主を置しに、神崇甚た著る、仍て勅して之を停む、十二年七月壬申、幣を奉て河内國の堤重て水害あからむ事を祈らしめ給ひき、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、凡祈年祭例幣の外、必ず白猪白馬白鶏各一を加奉らしむ、延喜式毎年八月廿七日、廿八日を以て祭を行ふ、奈良縣神社取調書葛木坐一言主神社、舊葛木山頂にあり、今其山下森脇村に移祭る、大和志葛木坐一言主神社、延喜式舊事本紀、○按舊事本紀、此神を以て素盞神代卷神名、葛木一言主神を祭る、延喜式舊事本紀、○按舊事本紀、此神を以て素盞神代卷帳考證、葛木一言主神を祭る、延喜式舊事本紀、○按舊事本紀、此神を以て素盞神代卷なく釋日本紀引風土記に、其祖雄略天皇葛城山に登幸せる時、其向の山尾神代卷詳ならずと云り、故に取らず、雄略天皇葛城山に登幸せる時、其向の山尾より山上に登る人あり、既に天皇の鹵簿に等しく、其裝束の狀及人衆も相似て分れき、爾天皇望して問しめ給はく、此倭國に吾を除て、亦天子はなきを、今誰人ぞ如此て行は、と問しめ給ひしるは、答申せる狀も、大命の如くなりき、於是天皇大怒らして、矢刺給ひ、百官の人等も悉く矢刺けれ

は其人等も皆矢刺り、故天皇其神なる事を知しめせると、猶殊更に亦問しめ曰く、然らば其名を告さね、各もくも名告て、矢彈たむと詔ひき、於是答曰く、吾先、問えたれば、吾先名告せむ、吾は惡事も一言善事も一言言離之神、葛城之一言主大神也と申しき、爾天皇惶畏て白し曰く、恐し我大神顯見大身坐むとは覺らさりき、と白して、大御刀弓矢を始め、百官人等の所服紅紐の青摺の衣を脱しめて、拜みて獻き、故其大神手拍て、其捧物を受給ひ、天皇の還幸時、長谷の山口に送奉りき、是一言主神は、其時にぞ顯れ坐ける、古事記、參取日本書紀、○按本書の大憲は、此神のます神社は、固よりありしが、大神の現身の此時に顯れ給へる由也、附て考に備文德天皇嘉祥三年十月辛亥、正三位を授け、實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、正三位勳二等より從二位を賜ひ、○按勳二等たりし事、正史に漏て、今考ふべき由なし九月庚申幣を奉て雨風を祈り給ひ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及祈雨の祭に預る延喜式一條天皇正曆五年四月戊申中臣氏人を遣して、幣帛を奉り、疫疾放火の事を祈らしむ、本朝世記

參取日本紀略

多太神社、今多田村にありて、莊神といふ、大和志、名所圖會蓋大物主命の裔大田

田根子命を祀る、參取日本書紀、大三輪神社、座次第大憲醍醐天皇延喜の制、祈年祭幣に鐵鞆

各一口を加奉りき、延喜式凡毎年六月十四日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

長柄神社、今長柄村にあり、大和志、神名帳考證蓋長柄首の祖天乃八重事代主神を

祭る、新撰姓氏錄醍醐天皇延喜の制、祈年祭幣に鐵鞆各一口を加奉りき、延喜式

凡其祭九月四日を用ふ、奈良縣神社取調書

巨勢山口神社、今古瀬村古瀬山あを、高社といふ、大和志、神名帳考證清和天皇貞

觀元年正月甲申、從五位下巨勢山口神あ正五位下を授け、九月庚申、雨風の祈に依て、使を遣し幣を奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年

月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛に預る、延喜式凡毎年九月七日、祭を行

ふ、奈良縣神社取調書

葛木水分神社、今關屋村水越峠にあり、大和志、名所圖會、奈良縣神社取調書蓋速秋津日子神

の子天之水分神國之水分神を祭る、古事紀、舊事本紀 清和天皇貞觀元年正月甲

申、從五位下より正五位下を授け、九月庚申、幣使を遣して、雨を祈り、三代實錄

醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣、及祈雨の幣に

預る、即祈年祭水分四神の一也、延喜式〇按本書之を名神の社とす、然れども名神祭の條に此神を載せず、今姑く之に

從凡毎年八月一日、九月廿四日、十一月廿日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

鴨山口神社、今俱尸羅村高鴨山にあり、大和志、名所圖會 清和天皇貞觀元年正月

甲申、從五位下より正五位下を授け、九月庚申、雨風の御祈り依て幣使を

遣し、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社を列を、祈年月次新嘗の案上官幣、及祈

雨の幣帛に預る、延喜式 凡八月廿八日を以て祭を行ふ、奈良縣神社取調書

大穴持神社、今朝町村にあり、三輪明神といふ、大和志、名所圖會、〇按本社、拜

と云り、疑らくは三輪神と云ふに依て、中古以來、大穴持神を祭る、延喜式 凡毎年

二月初子、九月六日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

葛木犬養神社、〇按延喜式、神名帳諸本、犬養を大重に作り、秘釋に八重とあり、新抄格勅符に、葛木犬養神あり、且大和國圖本郡犬飼村あるに

據る時は、大重は犬養の譯に似たり、故今之を訂す、蓋犬養連の祖神大和多罪神を祭る、參酌日本書紀、新撰姓氏錄、新抄格

勅符、平城天皇大同元年葛木犬養神に信濃地廿戸を神封に充奉る、新抄格勅符

符〇按姓氏錄、安曇宿禰は犬養連同祖にして、信濃安曇郡穗高神社あり、又海神を祭る、其信濃地を本社に寄奉るも、亦此故也、附て後考を俟つ、

高天彥神社、今高天村高天山にあり、彦澤權現といふ、和州書跡幽考、大和志、神名帳考證、光

仁天皇寶龜十年、神封四戸を充奉り、新抄格勅符 平城天皇大同元年四月己未、

正四位上高天彥神、四時幣帛に預る、吉野皇太后の御願に依て也、日本後紀、類聚國史、

仁明天皇承和六年五月丙午、從三位高天彥神を名神とし、續日本後紀 清和天

皇貞觀元年正月甲申、正三位勳二等高天彥神に從二位を授く、三代實錄 〇按本神

從三位に進み、又正三位勳二等に叙されし事、史に漏て考ふへからず、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈

年月次相嘗新嘗の案上官幣に預る、延喜式 凡其祭九月五日を用ふ、奈良縣神社取調書

大倉比賣神社、又雲櫛社といふ、延喜式 今巨勢河合村にあり、大和志、名所圖會 蓋

大國主神の女高比賣命を祭る、舊事本紀、古事記、高比賣命亦名下照比賣命と云、

ぬ星神香々背男を平けて復命奏しき日本書紀 平城天皇大同元年神封廿三戸を寄し奉り新抄格 清和天皇貞觀元年正月甲申從五位下より從五位上を授け三代實錄 醍醐天皇延喜の制大社に列り祈年月次新嘗の案上幣帛に預る延喜式

片岡坐神社今王寺村片岡山にあり大和志名所圖會 ○按今村中に片岡山片岡池あり又今泉村の地片岡庄と云 蓋賀茂建角身命の子鴨建玉依日子命を祀る參取釋日本紀山城風土記 姓氏錄延喜式千載和歌集

平城天皇大同元年大和遠江近江地三十戸を神封に充奉り新抄格 清和天皇貞觀元年正月甲申從五位下勳八等より正五位上を授け九月庚申幣使を差て雨風を祈り三代實錄 醍醐天皇延喜の制名神大社に列り祈年月

次新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛を預る延喜式 一條天皇正曆五年四月戊申疫疾放火の變を祈る爲に中臣氏人を宣命使とて幣帛を奉りき本朝

世記參取日本紀零 凡九月廿六日祭を行ふ奈良縣神社取調書 長尾神社今長尾村にあり大和志名所圖會 清和天皇貞觀元年正月甲申從五位

下より從五位上を授け三代實錄 醍醐天皇延喜の制大社に列り月次新嘗の幣に預る延喜式

石園坐多久豆玉神社二座按豆本書虫 作る今一大和志名所圖會 ○按隣村に磯野村本姓氏錄に依て之を訂す 今三倉堂村にあり和

祖神なり新撰姓氏錄延喜式 清和天皇貞觀元年正月甲申從五位下より從五位上に叙され三代實錄 醍醐天皇延喜の制並大社に列り祈年月次新嘗の案上

幣帛に預る延喜式 凡三月六月九月十一日祭を行ふ奈良縣神社取調書

調田坐一事尼古神社按三代實錄 今正田村にあり春日といふ大和志名所圖會 ○按春日神社の攝社に一言主神あり且本社を春日と云

貞觀元年正月甲申從五位下より從五位上を授け三代實錄 醍醐天皇延喜の制大社に列り祈年月次新嘗の案上幣帛に預る延喜式 凡其祭每年六月七日

九月九日を用ふ奈良縣神社取調書

金村神社、今大屋村にあり、大和志、名所圖會、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下金村神に從五位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式

葛木御縣神社、桑海村にあり、奈良縣神、社取調書、平城天皇大同元年備前地を神封に充奉り、新抄格勅符、○按本書戸數字闕く、又按和名抄、備前赤坂郡葛木郷あるは、蓋本社神戸の地也、清和天皇貞觀元年

正月甲申、從五位下より從五位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、即祈年祭六縣神の一也、延喜式、凡二月、四月、十一月酉日祭を行ふ、奈良縣神、社取調書

深溝神社、

火幡神社、今畠田村の山上邑にあり、八幡と云、大和志、名所圖會、平城天皇大同元年、伊與甘戸を以て、神封に寄し奉り、新抄格勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式

志都美神社、今上里村にあり、志美都八幡と云、大和志、名所圖會、○按志美都依て、志都美神社を呼改めしものなるへし、姑く附て後考に備ふ、

伊射奈岐神社、今下牧村にあり、五社と云ふ、舊址忍山東にありしを、後今地に移せり、大和志、名所圖會、天神伊射諾尊を祭る、延喜式

當麻都比古神社二座、今當麻村平田庄にあり、奈良縣神、社取調書、蓋用明天皇の皇子麻呂古王を祭る、清和天皇の外祖母源朝臣潔姫の外家當麻真人乃氏

神也、日本書紀、三代實錄、新撰姓氏錄、○按麻呂古王の御母は、葛城直磐村か女廣子なれば、其由縁にて古くより祭れる神なるを、清和天皇の外祖母の氏神なるに依て、殊に崇奉りしたり、文德天皇仁壽三年、始て當麻祭を行ふ、諸社根元記、諸神此祭を以て、當麻山口社とす、清和天皇貞觀元年七月丁卯、從五位下守圖書

頭當麻真人清雄を使として、神寶幣帛を奉り、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、每年四月、十一月上申日、内藏寮属等を使用して、幣を奉り祭を行はしむ、凡神社に仕ふる者、物忌、神主、祝等あり、延喜式、凡三月二十三日、八月廿二日祭を行ふ、奈良縣神、社取調書

當麻山口神社、今新在家山口村にあり、大和志、名所圖會○按本村は當麻村に近し、蓋古當麻郷の地也。清和

天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より正五位下を授け、九月庚申、幣使を

奉て、雨風を祈らしむ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗

乃案上官幣、及祈雨の祭に預る、延喜式

大坂山口神社、今穴蒸村にあり、大和志、名所圖會○按本村は蓋逢坂村接近の地也。崇神天皇御世、神

教に依て、黑盾八枚、黑矛八竿を以て、大坂神を祭る、即此神也、日本書紀清

和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、九月庚申、使を

遣し、幣を奉て、雨風を祈り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、月次新嘗

祈雨の幣に預る、延喜式凡八月廿五日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

葛木二上神社二座、今當麻村西北二上山の頂にあり、大和志、名所圖會豐布都靈

神、大國魂神を祭る、大和名所記清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下よ

り從五位上を授く、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の

案上幣帛にあつゝる、延喜式凡其祭三月廿三日、六月七日を用ふ、奈良縣神社取調書

○忍海郡三座大二座 小一座

爲志神社、今林堂村にあり、十二所權現と云ふ、大和志、名所圖會

葛木坐火雷神社二座、今笛吹村、笛吹山にあり、火宮と云、所謂笛吹社是也、

大和志、奈良縣神社取調書○按中古笛吹社と本社とを以て、別神とし、終に本社を笛吹社の末社とす、今之を改むと云り、蓋一座は火雷神

を祭り、日本書紀、古事記、延喜式一座は笛吹連の祖天香山命を祀る、參取新撰姓氏錄、舊事本紀清和

天皇貞觀元年正月甲申、正三位勳二等葛木火雷神に從二位を授け、三代實錄

醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上祭幣に預

る、延喜式凡朝廷卜事ある毎に、笛吹社より波々迦木を奉らしむ、與儀抄、卜部

即本社也、凡其祭九月廿四日を用ふ、奈良縣神社取調書

○宇智郡十一座並小

宇智神社、今今井安生寺、宇智川の東南にあり、國生明神といふ、大和志、名所圖會

蓋内臣の祖彦太忍信命を祀る、參取日本書紀、姓氏錄

阿隨比賣神社、今阿陀郷原村にあり、大和志、名所圖會蓋大山津見神の女神阿多

都比賣を祀る、○按神阿多都比賣又豐香田津姫香田津姫
或は神香田鹿津姫又鹿津姫に作る、亦名々木華開耶
姫と云、日本書紀、古事記 初皇孫瓊々杵尊天降りて吾田長屋の笠狭の崎に至坐

時開耶姫に娶坐て火照命火須勢理命火遠理命を生坐き、日本書紀、古事記、舊事本紀 凡
十月廿九日祭を行ふ、奈良縣神、社取調書

荒木神社、今今井村荒木山にあり、天神と云ふ、大和志、奈良縣、社取調書
丹生川神社、今丹原村にあり、御靈と云ふ、大和志、名所圖會、○按吉野郡丹生
又之に依て、蓋丹生川上雨師神を祭る、延喜式

二見神社、今二見村にあり、大和志、名所圖會、○按大和國圖、上中下等村あり
村又三村と相近き時は、古への阿蓋二見首の祖神富須洗利命を祀る、新撰
隨郷内なり、姑く附て考に備ふ、蓋二見首の祖神富須洗利命を祀る、姓氏

錄○按富須洗利命或は火須勢理命
火開降命火酢芹命に作る並同し、亦名を火進命といふ、古事記 凡其祭九月
九日を用ふ、奈良縣神、社取調書

宮前霹靂神社、今西久留野村にあり、雷神といふ、大和志、名所圖會、
火雷神社、今御山村にあり、又雷神といふ、大和志、名所圖會、清和天皇貞觀元年四

月乙未、正四位上火雷神に従三位を授け、陽成天皇元慶三年六月丁卯、正
三位を授く、三代實錄

高天岸野神社、今北山村にあり、岸野辨才天といふ、大和志、名所圖會、醍醐天皇延
喜の制、祈年祭に鉞一口を奉る、延喜式

落袖神社、今黒駒村宮山にあり、凡其祭九月廿三日を用ふ、奈良縣神、社取調書
高天山佐太雄神社、今大澤村神福山頭にあり、大和志、名所圖會、凡毎年六月八月

廿五日祭を行ふ、奈良縣神、社取調書 已上二社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭並に鉞一
口を奉りき、延喜式

一尾背神社、今北山村にあり、水分といふ、凡毎年九月九日祭を修む、大和志、名所圖會、奈良縣神、社取調書

○吉野郡十座、大五座、小五座
吉野水分神社、今吉野水分山の峯にあり、子守明神と云、即是也、大和志、玉爲間、○

按大和志等諸書みな丹治村に在、蓋水戸神の子天之水分神國之水分神を
とするもの誤れり、故今とらす、

祀る、水を分り施して、奥津御年を成幸ひ給ふ神に坐せり、古事記、後之を延喜式美許毛理乃神と云ひ、枕草紙、和歌六帖遂に訛て子守神と云ふ、草根集、太平記文武天皇

二年四月戊午、馬を芳野、水分峯神に奉て雨を祈り、續日本紀平城天皇大同元年、神封一戸を充て、新抄格、勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より正

五位下を授け、九月庚申、雨風乃御祈の爲に、使を遣し幣を奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の祭幣に預

る、延喜式凡毎年六月九月五日を以て祭を行ふ、奈良縣神社取調書吉野山口神社、今龍門莊山口村にあり、天神と云ふ、大和志、名所圖會清和天皇貞

觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、九月庚申、風雨の御祈の爲に、使を遣して幣を奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次

新嘗の案上官幣及祈雨の幣に預る、延喜式六月九月十一日の七日祭を行ふ、奈良縣神社取調書大名持神社、今川原屋村妹背山にあり、大和志、名所圖會大名持命の御魂を祭る、

延喜式 清和天皇貞觀元年正月甲申、從一位大己貴神に正一位を授け奉る、即是也、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣に預る、延喜式凡毎年六月九月十日、八月十六日、十一月七日祭を行

ふ、奈良縣神社取調書丹生川上神社、按大和齋跡幽考、大和志以下諸書、本社を以て丹生村に在り、然れども一説に本村古老の傳に、當社は昔丹生の鳥居の洪

水に流れ來りて、此に止りしを神跡として祭れる由なれば、古社ならぬ事、著明なるか上に、三代格に、丹生川上社の四至を擧て、東限、鹽勾、南限、大山峯、西限、板浪瀧、北限、猪鼻瀧と云る文に合されば、疑はしきを、追村なるは粗此四至に符ひ、丹生川上と云ふにも合へれば、追村の神社即式社なるへしと云り、姑く附て考水神瀨都波能賣神を祀る、廿二社注式、廿二社本緣伊邪那岐命の御子神也、古

記、日本書紀此神よく天下蒼生の爲に、甘雨を降し給ふと以て、其德を稱て雨師神と申す、參取類聚三代格、日本紀畧大要昔此神教し給はく、人聲の聞えぬ深山、吉野、

丹生川上に我宮柱を建て敬奉らば、甘雨を降じて、霖雨を止給はむと教給ひき、故宮社を造りて仕奉りき、類聚三代格之を大和神社の別社とす、類聚三代格、大倭社注通狀大炊天皇天平寶字七年五月庚午、旱するを以て、幣帛及黑毛馬

給ひき、故宮社を造りて仕奉りき、類聚三代格之を大和神社の別社とす、類聚三代格、大倭社注通狀大炊天皇天平寶字七年五月庚午、旱するを以て、幣帛及黑毛馬

給ひき、故宮社を造りて仕奉りき、類聚三代格之を大和神社の別社とす、類聚三代格、大倭社注通狀大炊天皇天平寶字七年五月庚午、旱するを以て、幣帛及黑毛馬

給ひき、故宮社を造りて仕奉りき、類聚三代格之を大和神社の別社とす、類聚三代格、大倭社注通狀大炊天皇天平寶字七年五月庚午、旱するを以て、幣帛及黑毛馬

○宇陀郡十七座 大一座 小十六座

宇太水分神社、今下井足村にあり、大和志名 所圖會天之水分神國之水分神を祭

る、古事記 延喜式崇神天皇御世神教に従て、赤盾八枚、赤矛八竿を以て墨坂神を

祠りき、日本書紀 古事記墨坂神は、蓋宇太水分神也、參酌日本書紀 延喜式大意平城天皇大同元

年、神封一戸を充奉り、新抄格 勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より

正五位下を授け、九月庚申、幣使を差して雨風を祈り給ひ、三代實錄醍醐天皇

延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣に預る、即祈

年祭水分四神の一也、延喜式凡六月十八日、九月廿一日、祭を行ふ、奈良縣神 社取調書

阿紀神社、今迫間村阿紀にあり、神部明神と云ふ、大和志名 所圖會 奈良縣神社取調書蓋伊勢

大神也、垂仁天皇の御世、皇女倭姬命大神の宮處を求て、美和御諸宮より

宇太阿貴宮に座せ奉る、時に倭國造神田神戸を奉りき、延曆儀式帳 倭姬世記所謂

宇陀神戸是也、故今に至て此地猶祭料米を神宮に奉ると云、神風抄 參取延 曆儀式帳解

門倍神社、○按倍諸本僕に作 今今井村にあり、大和志名 所圖會蓋門部連の祖神

牟須比命を祀る、新撰姓氏 錄 延喜式凡九月九日祭を行ふ、奈良縣神 社取調書

丹生神社、今雨師村にあり、大和志名 所圖會已上三社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭

幣に鈿鞞各一口を加奉る、延喜式凡六月卯日、九月三十日祭を行ふ、奈良縣神 社取調書

御杖神社、今神末村にあり、大和志名 神名帳考證

椋下神社、今福地村字椋下にあり、奈良縣神 社取調書醍醐天皇延喜の制、祈年祭鞞

一口を加奉らしむ、延喜式

高角神社二座、今上守道村高倉にあり、高倉神社と云、奈良縣神 社取調書蓋鴨建角

身命を祭る、本社傳説 ○按社傳に一座神武天皇を祭るとす、然れども高倉凡 社と云ふを以て之を考るに、疑らくは、其祖高魂命なるへし、凡

其祭三月八月十一日を用ふ、奈良縣神 社取調書

八咫鳥神社、舊鷹塚村にありて、おところすの社と云、今舊址僅に存れり、

和州舊跡幽考、大和志 神名帳考證、古事記傳神魂命の孫鴨建角身命を祭る、參取日本書紀、續日本 紀、姓氏錄、釋日本紀

初神武天皇中洲に趣坐時、此神八咫鳥となり、虚空より飛翔りて、皇軍を

導き奉り、大なる功を著し給ひき、日本書紀 古語拾遺文武天皇慶雲二年九月丙戌、

八咫鳥社を宇太郡に置いて、之を祭らしむ、即此神也、續日本紀 己上二社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭幣に、鈿鞞各一口を加奉る、延喜式 凡其祭每年十一月七日之を行ふ、奈良縣神社取調書

味坂比賣命神社、今荷坂村味坂山にあり、大和志、奈良縣神社取調書、味坂比賣命を祭る、

延喜式 凡其祭九月十五日を用ふ、奈良縣神社取調書

御井神社、今檜牧村御井山にあり、食井明神といふ、大和志、名所圖會、蓋大己貴神

の子御井神を祭る、古事記、舊事本紀、延喜式 凡其祭九月九日を用ふ、奈良縣神社取調書

岡田小榛命神社、今小和田村にあり、其祭十月廿七日之を行ふ、大和志、奈良縣神社取調書

神御子美牟須比命神社、○按比下一本に女字あり 今大神村にあり、古首明神と云、凡

其祭七月廿日十月廿四日を用ふ、大和志、奈良縣神社取調書

櫻寶神社、○按寶一本實に作る 今佐倉村にあり、凡每三月三日祭を行ふ、大和志、奈良縣神社取調書

劔主神社、今宮奥村にあり、大和志、名所圖會、○一説、半坂村とす、未孰れか是を知らず、

室生龍穴神社、○按三代實錄、室生を權生に作る、 今室生村室生山の麓にあり、龍王社と云

ふ、和州齋跡幽考、神名帳考證、大和志、光仁天皇寶龜中、僧をして延壽法を室生山に修めて、

東宮の御疾を祈らしむるに、即愈給ひき、○按寶龜九年、皇太子の疾を天下

蓋此時の事也、 後興福寺僧賢璟室生山寺を創建しより、此神殊に靈ある

と以て、伽藍護法神とす、凡早災ある毎に、龍穴に臨て雨を祈るに、神驗屢

顯る、承平七年室生山寺奏狀 清和天皇貞觀九年八月壬午、從五位下權生龍穴神に、正

五位上を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜十年八月庚辰、雨を祈るに感應あると

以て、從四位下を給ひ、日本紀畧、室生山奏狀 朱雀天皇承平七年四月乙未、大和少椽

藤原善隣を使として、幣を奉るに甘雨忽至りき、室生山奏狀 村上天皇應和元

年八月乙巳、正四位下を加へ、日本紀畧 四條天皇仁治元年七月丙子、大中臣氏

を使として、官幣を奉らしめき、百練鈔 凡每年九月十五日、祭を行ふ、奈良縣神社取調書

都賀那木神社、今山路村伊那佐山にあり、大和志、名所圖會、文德天皇仁壽二年七

月辛卯、官社に預る、文德實錄 凡九月九日を以て祭を行ふ、奈良縣神社取調書

神祇志料卷之八終

神祇志科

栗田寛著述

九

東 京 圖 書 館				
冊	一 一〇 号	四 架	一 函	類

明治十九年九月四日内務省交付シテ

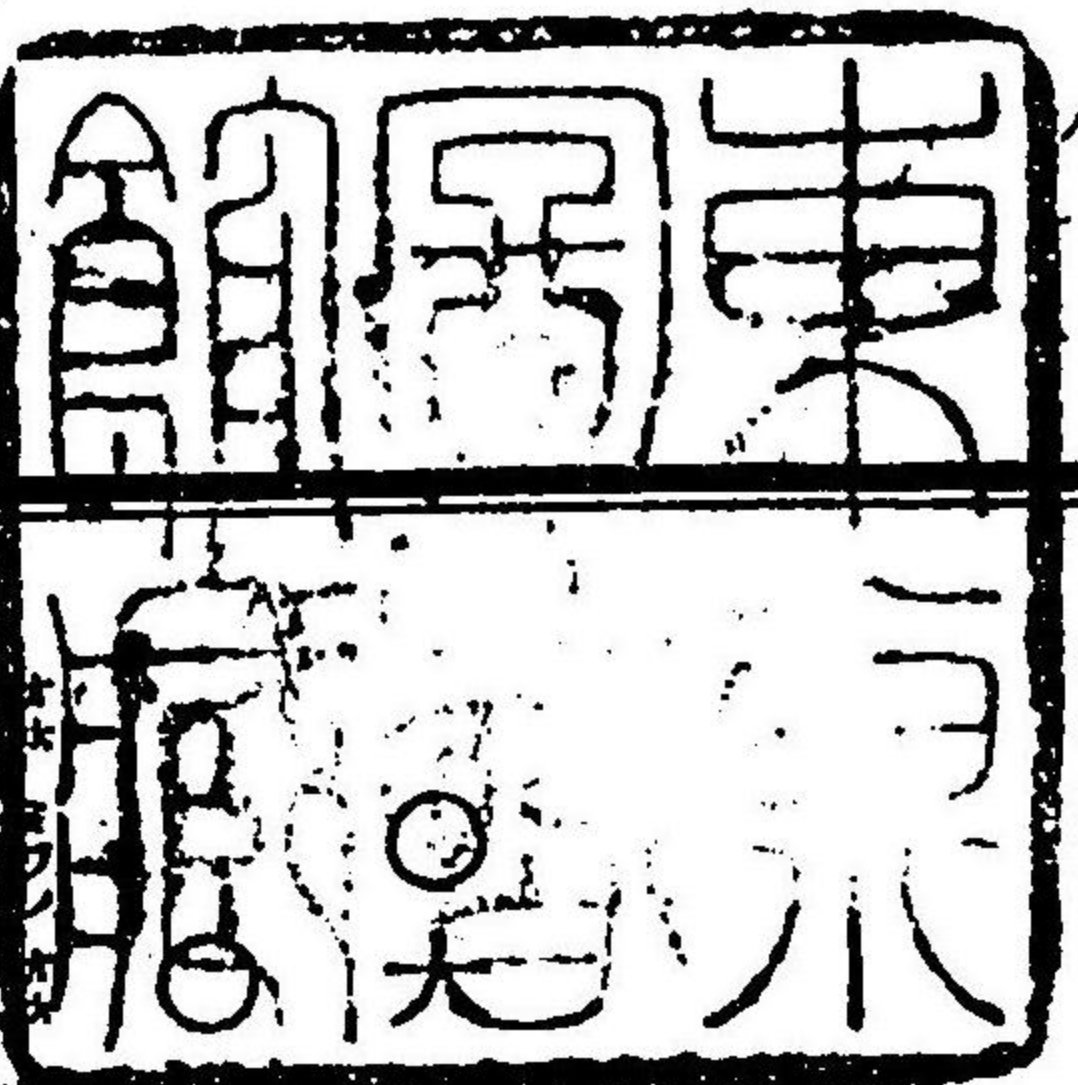
神祇志料卷之九

神社四

和國

城上郡卅五座

大十五座
小二十座



大神大物主神社、今三輪村東三輪山亦名三にあり、和州齋跡幽考、大和志、○

ありし事崇神紀にみゆ、日本紀畧一條天皇の御世にも寶殿ある事みゆ、然るに今神殿なく、た、山に向ひて拜み奉るを深き故あること、の如く云るは、誤りにて取るに足らず、されど中古以來、神祇の祭奠甚く衰ふるに合せて、神社も破損へるまに、自ら如此なり、このなる事著し、かゝれば、神道を興し給はむ時には、必ず嚴く宮柱を太敷たて給ふへき事也、大穴持命の和魂世人多く前説に惑ふを以て、此に附て、疑を解く事然り、
を祭る、之を大物主神と申し日本書紀また倭大物主權瓊玉命といふ、延喜式

初大穴持命天神の詔の隨に少彦名神と共に此國を作、堅め給ひ、大造の

續を建給ひて、後其幸魂奇碑を倭の青垣東山上に齋奉る、此は所謂御諸

山上に坐、神即是也、古事記、日本紀、即大和の一宮也、一宮記、諸神記、崇神天皇御世、神誨に

神祇志料

卷之九

神祇志料

依て神孫太田田根子オホタノネを神主とし、又吉足日命ヨシタリヒノミコトをして大物主大神を齋祭らしむるに神氣カミキ悉息スミヤカニて、天下安平オホスミヤカニしりは天皇神宮に行幸して宴樂ウツクシし給ひき、日本書紀、古事記、參取姓氏錄此時高橋邑人活日掌酒カミハシとなりて、天皇に神酒を奉れり、日本書紀神功皇后韓國を伐時、大三輪社を筑前に建しかば、軍士自ら集て、新羅遂に伏平フスラヒき、日本書紀、筑前風土記其威靈の盛なる事既に此の如し、清寧天皇大佛室屋大連に勅して、幣帛を奉り、皇子なき由を祈禱らしむ、時に神教に依て、少彦名命を邊津磐座に祭り給ひしかば、顯宗仁賢二皇子を播磨に見得て、迎入奉りき、鏡座本記次第、日本書紀稱徳天皇天平神護元年、大和攝津、遠江、美濃、長門の地百六十戸を神封に充奉り、新抄格、勅符文徳天皇嘉祥三年冬十月辛亥、正三位を授け、仁壽二年十二月乙亥、從二位を賜ひ、文徳實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、從二位勳二等より從一位を授け、二月丁亥朔、正一位を加へ、六月丁卯、右兵庫頭藤原朝臣四時をして神寶幣帛を奉り、九月庚申、幣使を差して雨風を祈り、十二年七月壬申、河内堤を築くに、重て水

滂の患なからむ事を祈る、三代實錄凡大神祭、四月上卯日を用ふ、延喜式初瑞籬の朝祭を行ひしより後、醍醐天皇昌泰元年三月丙子に至て、勅して夏冬の祭を行はしむ、諸社根元記、諸神記、大三輪社鏡座次第是後毎年内藏寮馬寮官人をして、幣帛及走馬十疋を奉る、延喜の制、名神大社に列り、祈年、月次、相嘗、新嘗の案上官幣、祈雨の幣に預る、一條天皇正暦五年四月戊申、中臣氏人を使して、放火疫癘の御祈に幣帛宣命を奉り、本朝世記、參取日本紀畧長保二年七月戊子、寶殿鳴動の故を以て、幣を廿一社に奉りき、日本紀畧神坐日向神社、今三輪山の巔にあむ、高宮といふ、大和志、名所圖會日向王子と申す、蓋大神の御子神也、延喜式清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上に進め、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、凡大神祭の日、使に附て緋帛二丈を此神に上らしむ、延喜式四月十三日祭を行ふ、奈良縣神社取調書穴師坐兵主神社、今穴師村の東弓月嵩にあり、和州舊跡幽考、大蓋大倭大神和志、名所圖會

大國魂命を祀る、垂仁天皇御世、神教あるを以て、大神を祭るへき人を穴磯邑に定めて大市長岡岬に齋祀らしむ、即是也。日本書紀○按本書、山邊郡より祭れる地にして、本社は神地を定むるに及て祭られし所なる事著し、且延喜式、倭名抄に、穴師大市等の地名、山邊郡にあらすして、みな本郡に属たるも、又其一證也、聖武天皇天平二年、神戸租稻一千四百三拾六束を以て、神祭神嘗酒料に充奉り、東大寺正倉院文書平城天皇大同元年、大和、和泉、播磨地五十二戸を神封に寄し、新抄格勅符○按播磨風土記、穴無里は、倭穴師神戸に清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下勳八等穴師兵主神に從五位上を授く、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上幣帛に預る、延喜式一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏を宣命使とし、幣帛を奉て疾疫等の事を祈らしめ、本朝世記、參取日本紀略、卷向坐若御魂神社、延喜式一名卷向穴師社、釋日本紀引、大倭本紀、今三輪山の北卷向檜原にあり、豐受大神といふ、大和志、神名帳、考證、名所圖會、蓋天神伊弉諾尊の御子豐受毘賣神の御父、和久産巢日神を祭る、古事記、日本書紀、齋鏡一面、予鈴一合を以て

靈形とす、上古天祖皇孫命を天降し給ふ時、三種神寶に此鏡鈴を副て、天皇命の御食津神として、朝夕御食夜の護り日護と齋奉れと詔ひし大神、即是也。釋日本紀引、大倭本紀、聖武天皇天平二年、神戸租稻一千四百三十六束を以て、祭神及神嘗酒料に充給ひ、東大寺正倉院文書平城天皇大同元年、大和、二戸を神封に充て、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下卷向坐若御魂神に從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上幣帛に預る、延喜式凡正月十五日、七月廿八日、祭を行ふ、奈良縣神社取調書他田坐天照御魂神社、舊辻村の境他田の地にありしを、後今の大田村に遷す、大和志、奈良縣神社取調書蓋天照國照天火明命を祀る、舊事本紀、延喜式聖武天皇天平二年、神戸租稻九十束を以て、祭神料に充しめ、東大寺正倉院文書平城天皇大同二年、大和、伊勢地各一戸を神封とし、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下他田天照御魂神に從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式○按本書印本、月次の下、相嘗二字あり然れど四時祭式相嘗の條及一

本に載せず、故凡其祭九月二十日を用ふ、奈良縣神社取調書

志貴御縣坐神社今金屋村にあり、志貴宮と云、大和志名所圖會、聖武天皇天平二

年、神戸租稻一千三百五十餘束を以て、神祭料とし、東大寺正倉院文書、平城天皇大

同元年、神封十二戸を充奉り、新抄格勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位

下より從五位上に叙され、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次

新嘗の案上幣帛に預る、祈年祭六縣の一也、延喜式、凡十月廿六日祭を行ふ、

奈良縣神社取調書

狹井坐大神荒魂神社五座、今三輪社の北狹井の南にあり、花鎮狹井神社

と云、和州舊跡幽考、大和志名所圖會、古之を佐爲神と云り、東大寺正倉院文書、新抄格勅符、大物主神の荒

魂命集解及和魂、此神の御子事代主命姫踏鞮五十鈴姫命妃勢夜多良比

賣命を祭る、即大倭社の別社とす、大倭社注進狀、參取古事記、聖武天皇天平二年、神戸

租稻三百九束を以て祭料とし、東大寺正倉院文書、平城天皇大同元年、神封二戸を

充奉り、新抄格勅符、醍醐天皇延喜の制、並祈年祭幣に鈿鞞を加へて、之を奉ら

しむ延喜式、凡其祭三月十八日を用ふ、奈良縣神社取調書

忍坂坐生根神社、今忍坂村宮山にあり、大和志名所圖會、奈良縣神社取調書、聖武天皇天平二

年、神戸租稻一百五十束を祭料雜用に充て、東大寺正倉院文書、平城天皇大同元年

神封一戸を寄し、新抄格勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五

位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣

帛に預る、延喜式

長谷山口坐神社、今長谷村長谷町にあり、和州舊跡幽考、大和志名帳考證、聖武天皇天平

二年、神戸租稻五百四十九束を祭神料に充奉り、東大寺正倉院文書、平城天皇大同

元年、神封二戸を寄し、新抄格勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より

正五位下を授け、九月庚申、雨風の御祈に依て、幣使を奉り、三代實錄、醍醐天

皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣祈雨の幣帛に預る、祈

年祭山口神六座の一也、延喜式、十一月九日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

等彌神社、今十市郡櫻井谷村にあり、大和志名所圖會

殖粟神社、今上之莊村殖粟にあり、奈良縣神社取調書蓋中臣殖粟連の祖神天兒屋

根命を祀る、參取姓氏錄春日社記、公事凡九月十日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

忍坂山口坐神社、今忍坂村の隣邑赤尾村にあり、大和志、大和國名所圖會聖武天皇

天平二年、神戶の穀八斗一升を以て、祭神料に充奉り、東大寺正倉院文書平城天皇

大同元年、神封一戸を寄し、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下

より正五位下を授け、九月庚申、幣を奉て雨風を祈り、三代實錄醍醐天皇延喜

の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛に預り、即祈年

祭山口神六座の一也、延喜式

水口神社、今澁谷村にあり、九月十日祭を行ふ、大和志、奈良縣神社取調書

桑内神社二座、蓋桑内連の祖神建麻利尼命を祀る、舊事本紀、姓氏錄大意

兼田神社二座、按本書一本、乘を曳に作る今白川村轟瀧の上にあり、大和志、神名帳考證蓋大神

引田公の祖神大巴貴命を祀る、參取續日本紀、社傳醍醐天皇延喜の制、已上二社、並

に祈年祭、餼報の幣に預る、延喜式凡十一月六日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

宇太依田神社、

玉列神社、按本書印本列を烈に作る今内藏式に従ふ今慈恩寺村にあり、大和志、名所圖會○按

なる置崎村に玉貫と云地名ありとぞ、附て考に備ふ、凡大神祭の日幣料の緋帛一丈五尺を奉らしむ、

延喜式凡十月廿一日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

伊射奈岐神社、

綱越神社、今三輪村大神神社境内綱越に在り、大和志、大和名所圖會、奈良縣神社取調書清和

天皇貞觀元年正月甲申、無位綱越神に從五位下を授く、三代實錄凡六月三十

日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

稔代神社、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下稔代神に從五位上を授

く、三代實錄

穴師大兵主神社、今穴師神社の左にあり、昔穴師の弓月嵩に在しと、後今

地に遷祭る、大和志

若櫻神社、今十市郡櫻井谷村にあり、大和志、名所圖會蓋若櫻部朝臣の氏神也、參酌

日本書紀、姓氏錄、舊事本紀、

搦倉神社、今初瀬搦倉山にあり、凡其祭十一月廿三日を用ふ、大和志、奈良縣神社取調書、

高屋安倍神社三座、今十市郡若櫻神社の側あり、高屋明神と云ふ昔櫻

井谷の安倍松本山にありしを、後之を今地に遷祭る、和州舊跡幽考、大和志、神名帳考證、○按

安倍山の西に勝部村あり、安倍朝臣勝部臣若櫻部朝臣、共に同族也、附て考に備ふ、蓋安倍朝臣の氏神也、新撰姓氏文錄、延喜式

德天皇天安元年八月庚辰、從五位下より從五位上を授け、二年四月戊申、

從四位下を叙され、文德實錄醍醐天皇延喜乃制、並に名神大社に列り、祈年月

次新嘗の案上幣帛に預り、延喜式朱雀天皇天慶三年九月丙寅、正四位下より從三位を授く、日本紀畧

宗像神社三座、今外山村登美山にあり、類聚三代格、名神帳考證、大和志天照大御神の御

子田心姫、湍津姫、市杵島姫を祭る、日本書紀、類聚三代格蓋筑前國宗像神社の別社

也、三代實錄、類聚三代格天武天皇の御世、皇子高市皇子外家の神なるを以て、其氏

賤年輸物を分て神社を修理しむ、參取日本書紀、類聚三代格是後皇子の裔孫高階眞

人を氏人として、神社の事を掌らしめき、類聚三代格陽成天皇元慶四年三月

庚辰、官社に預り、五年十月辛卯、氏人高階真人忠峯を神主とす、是よりさ

き氏人等解狀を上て、淨御原天皇の御世以來、今に至るまで氏人奉る所の神寶園地、其數稍多し、且高階真人世々當社の事を掌りしか、世遠く人、怠り、或は職掌を勤すして、神寶を紛失ひ、或は彼此相讓て、祭事を闕怠るを以て、屢祭崇を致せり、願はくは筑前本社に准へむと奏すを以て也、參取三代實錄、類聚三代格宇多天皇寛平五年十月癸亥、忠峯等奏さく、當社は筑前宗像

神と同神にして、天照大神の御子に坐を以て、大神の勅に汝三柱神は道

中に降居て、天孫を助奉て、天孫に崇祭れよと詔ひき、今國家禱祈ある毎

に、幣を奉給ふは、其本縁也、唯筑前にのみ封戸神田ありて、大和は未だ封

例に預る事なし、因て忠峯等か始祖太政大臣淨廣壹高市皇子命氏賤年

輸物を分て、神社を修理るを承例とせられき、然るに年代久遠、物情解體、

且氏衰へ路遙にして、之を催促へき力なし、故貞觀十年の格に依て、祖神

六

寶物を請て修理に充むとするに、氏人狐疑猶豫つゝ、年月を送る間に、神舎既に破壊を致せり、今筑前宗像郡金埜に在る所の氏賤蕃息て、其數己に多し、願はくは其正丁十六人を良民として、調庸を奉らしめ、之に代るに當社隨近の徭丁を以て、永く神社修理に充むと申しき、即勅して之を許し、件徭丁は氏長者並神主等の申請を待て、之を充て、一度差充るの後、輒く他役に充へからすと制給ひき、類聚三代格醍醐天皇延喜の制、大社あり、祈年月次新嘗の案上幣帛預る、延喜式○按本書名神二字あり、然れど新嘗の二字あるもの從ふへし、姑附て考に備ふ、凡毎年四月卯日祭を修む、奈良縣神社取調書

○城下郡十七座 大三座 小十四座

村屋坐彌富都比賣神社、今藏堂村あり、森屋社と云ふ、和州舊跡幽考、神名帳考證、大和志國華万大物主神の妻三穗津姬命を祀る、大神社の別宮也、日本書紀、大三葉記、輪社鎮座次第初大物主神天神の命、歸順奉る時、事代主神と共に八十萬神等を天高市に合集て、天に上り坐き、爰に高皇產靈尊勅給はく、汝若國神を妻とせ

は、吾猶汝を疏る心有と思はむ、故今吾女三穗津姫を配せて、汝か妻とせむ、今より後八十萬神を領て、承るに皇孫命を護奉れと詔て、還し降らしめき、天武天皇壬申の亂、將軍大伴吹負金綱并に軍する時、村屋神祝に託て、陰に軍威を佑給へり、依て其品位を進て、之を祠らしむ、日本書紀村屋神は即彌富都比賣神也、延喜式聖武天皇天平二年、神戸稻租五十四束を以て、祭神及神嘗酒料に充しめ、東大寺正倉院文書清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式凡毎年正月十日、六月七日、九月九日、十日、十一月廿三日祭を行ふ、奈良縣神社取調書池坐朝霧黃幡比賣神社、また池社と云ふ、令集解、新抄格今法貴寺村にあり、大和志、名所圖會平城天皇大同元年、大和地三戸を神封とし、新抄格清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年新嘗相嘗の案上幣帛に預らしむ、延喜式凡其相嘗には、池

首官幣を受て之を奉る令集 凡九月十九日祭を行ふ奈良縣神社取調書

鏡作坐天照御魂神社、今鏡作郷八尾村鏡池の側にあり和州書跡幽考、大和志、神名帳考證

蓋鏡作連の祖神天照國照天火明命を祀る舊事本紀、神宮雜例集引神宮記、○按神宮記に、火明命の子天香山命を鏡

作の遠祖とするもの、舊事記と併せ證すべく、又今昔物語十市郡奄知村に、鏡造氏居りし事みゆ本國鏡作氏ありし事知へし、附て考に備ふ、平城天皇大同

元年、大和伊豆地十八戸を神封に充奉り新抄格 清和天皇貞觀元年正月

甲申、從五位下より從五位上を授け三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社ありり、

祈年月次新嘗の案上幣帛に預る延喜式 凡九月十九日祭を行ふ奈良縣神社取調書

千代神社、今十市郡八條村にあむ大和志、名所圖會

岐多志太神社二座、今大木村に在り奈良縣神社取調書

倭恩智神社、今海知村にあり大和志、奈良縣神社取調書、○河内高安郡恩智

くは同神也、附て考に備ふ、

比賣久波神社、今唐院村にあり、凡九月十八日廿九日祭を行ふ大和志、奈良縣神社取調書

服部神社二座、舊大安寺村にあり、波登神社と云ふ、今藏堂村彌富都比賣

神社境内にあり大和志、名所圖會、奈良縣神社取調書 蓋服部連の祖神を祭る新撰姓氏錄、延喜式

富都神社、今富木村にあり大和志、名所圖會 已上五社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭

並に歛靱各一口を加奉る延喜式

糸井神社、今市場村にあむ大和志、奈良縣神社取調書 醍醐天皇延喜の制、祈年祭一

口を加奉る延喜式、○按本書印本、靱を

村屋神社二座、今藏堂村彌富都比賣神社の域内にあり大和志、名所圖會、奈良縣神社取調書

鏡作伊多神社、今十市郡穗津村鏡作池の傍あり大和志、奈良縣神社取調書 蓋伊斯

許理度實命を祭る社傳

鏡作麻氣神社、今鏡作郷小坂村にあり大和志、名所圖會 天麻比止都禰命を祭る社傳

久須々美神社、○按本書一本に、今彌富都比賣神社の域内にあり奈良縣神社取調書

○高市郡五十四座大州三座 小廿一座

高市御縣坐鴨事代主神社、今雲梯村にあり、社既に廢たり奈良縣神社取調書 八重

事代主神を祭る三代實錄、舊本 初此神其御父大己貴命と共に、群神を天

高市に集て、天に昇て天神の命に歸順ふ由を申し給ひき、日本書紀、其事記、其後

大己貴命己命の和魂を大御和の神奈備に坐させ、御子事代主命の御魂

を宇奈提の神奈備に坐せて、皇御孫命の近守神と貢り給ふは、即是也、延喜式

詞 此神其稜威尤嚴なるを以て、人皆之を畏る、所謂宇奈提の森の神也、延喜式

万葉和 天武天皇壬申の亂、高市縣主許梅に神教あまて、神靈を顯し、軍威

を助奉りき、仍て品位を登進て、之を祀らしむ、日本書紀 清和天皇貞觀元年甲

申、從三位高市御縣鴨八重事代主神に、從一位を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜

の制、大社に列を、祈年月次新嘗の案上幣帛にあつかる、延喜式 凡毎年九月

三日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

飛鳥坐神社四座、昔賀美郷神奈備山にあり、日本紀畧 ○按日本書紀に、三諸

山などみわたる處は、みな同地にして、今飛鳥川に沿たる雷村に小山あり、此山を古へ神岳とも雷岳とも云し也と云り、姑附て考に備ふ、故又甘

南備飛鳥社とも云り、舊事紀 今飛鳥村にあり、大和志 祝詞、蓋賀夜奈流美神

○按類聚三代格、賀夜鳴比女に作り、大和國神名帳畧解に、神南火飛鳥三日女神とある、其何故なる事を知らずと雖も、其姫神なる事明けし、故今神南火飛

鳥の文に因て之を記す、を主として大己貴命味耜高彥根命八重事代主命を祀る、延喜式

延喜式、大和國神名帳畧解、○按諸書本社祭神を云ふも、初大穴持命杵築宮

の、一定の説なし、神名帳畧解載る所、明快疑を容れず、に靜り坐時、御子賀夜奈流美神の御魂を飛鳥神奈備に坐させて、皇孫命

の近き守神と奉り給へると、即此神也、延喜式 天武天皇朱鳥元年七月癸卯、

使を遣して幣を飛鳥社に奉り、日本書紀 淳和天皇天長六年三月己丑、神宣あ

依て高市郡賀美郷甘南備山社を同郷鳥形山に遷奉る、日本紀畧 蓋今の地あ

り、清和天皇貞觀元年九月庚申、雨風の御祈の爲に幣使を奉り、三代實錄 醍醐

天皇延喜の制、四座並に名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣

及祈雨の幣帛に預る、延喜式 凡其祭正月十一日、十一月朔日を用ふ、奈良縣神社取調書

宗我坐宗我都比古神社二座、今曾我村の北蘇我河原にあり、入鹿宮と云、

大和志、神名帳考、宗我都比古神社、宗我都比賣神を祀る、延喜式 宗我社傳、蓋蘇我臣の祖神

也、日本書紀 古事記、姓氏錄大意、○按日本紀、葛木縣を以て蘇我氏の本居とす、

今國圖を考ふるに、葛上郡と本郡の界に、曾我村あり、古へは葛城縣の内に

て、本居なりし故に、其祖神を、平城天皇大同元年、神封三戸と寄し、新抄格 清

和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、六年六月辛未、正五位下を賜ふ。三代實錄 醍醐天皇延喜の制、並に大社に列り、月次新嘗の幣帛に預る。延喜式 凡十月十六日祭を行ふ。奈良縣神社取調書

飛鳥山口坐神社。○按新抄格勅符に、飛鳥を安宿に作る、並に同じ、又按大和乎城天皇大同元年、大和播磨地十四戸を神封に充奉り、勅符 清和天皇貞觀元年甲申、從五位下より正五位下を授け、九月庚申、幣使を遣して雨風を祈らしめ。三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛に預る、即祈年祭山口神六座の一也。延喜式

甘檉坐神社四座、今豐浦村にあり。大和志、名所圖會、○按村中甘檉丘あり 蓋八十福津日神、大福津日神、直毘神、大直毘神を祀る。參酌古事記、文安三年神名帳、注、及社説、本社傳説 此八十福津日神、大福津日神は、伊邪那岐命、黃泉國乃穢き汚れによりて成坐る神也、故天下の万つの禍事惡事は、此神の御靈より起り、神直日神、大直日神は、其禍を直さむとして成坐る神也、故天下の禍事惡事を直し給ひ見直し

給ふ御靈に坐り。古事記、參取延喜式祝詞 垂仁天皇の御世、本牟智和氣御子の爲に、使を遣して甜白檉の前なる葉廣熊白檉を宇氣比枯し、誓い生し、允恭天皇の御世、天下れ氏々の氏姓を正し給ふ時に、言八十福津日神に玖珂瓮を居て、其違過る氏姓を定玉へるも、蓋皆此神に祈りし也。古事記、日本書紀 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上を授け。三代實錄 醍醐天皇延喜の制、並に大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る。延喜式、○按日本書紀、皇極天皇御世、蘇我入鹿、臣家を甘檉丘に造る、此に據る時は、甘檉神蓋其祖神にして、或は當時蘇我氏のまつる所也、始附て考に備ふ 凡十月五日祭を行ふ。奈良縣神社取調書

稻代神社。○按本書一本、稻を餘に作り、新抄格勅符に、稻代に作る、孰是を知らず 今常門村にあり。大和志、名所圖會 蓋豐宇氣姬命を祀る。大和國神名帳、畧解 平城天皇大同元年、大和地一戸を神封とし、新抄格勅符 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け。三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣を預る。延喜式 凡九月十五日を以て例祭とす。奈良縣神社取調書

九月十五日を以て例祭とす。奈良縣神社取調書

牟佐坐神社、今三瀬村にあり、境原天神と云、大和志名所圖會、○按三瀬鳥屋二村相隣る、蓋古牟佐地なり、生靈神を祭る、日本書紀一蓋高魂命の子伊久魂命即是也、新撰姓氏錄天武天

皇壬申の亂、神靈を顯して、軍威を助け奉りき、故幣を捧げ品位を登進て、之を禮祠る、日本書紀清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を

給ひ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式凡毎年九月九日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

畝火山口坐神社、今畝火山本大谷三村の界にあり、昔畝火山腹に在りしと、後山頂に移祭り、畝火明神といふ、大和志名所圖會、奈良縣神社取調書平城天皇大同元

年、神封一戸を充奉り、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より正五位下を授け、九月庚申、雨風の御祈に使を遣し、幣を奉り、三代實錄醍醐天

皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛及祈雨の幣に預る、即祈年祭山口神六座の一也、延喜式凡十月廿二日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

高市御縣神社、今四條村にあり、高縣宮といふ、大和志名所圖會平城天皇大同元

年、神封二戸を充奉り、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗

の案上官幣に預る、即祈年祭六御縣神の一也、延喜式凡十月廿二日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

巨勢山坐石椋孫神社、今鳥屋村東南にあり、巨勢谷春日といふ、大和志名所圖會石椋孫神を祀る、延喜式○按若狹國遠敷郡石椋比古神社、其祭九月八日と

用ふ、奈良縣神社取調書鷺栖神社、今四分村にあり、鷺栖八幡といふ、大和志名所圖會垂仁天皇の御世、本

牟智和氣御子の爲に鷺巢池の樹に栖る鷺を宇氣比落し、宇氣比活しつるは、蓋此神に祈りし也、古事記醍醐天皇延喜の制、祈年祭鞆一口を加奉る、延喜式

輕樹村坐神社二座、池尻村の輕子邑にあり、大和志名所圖會、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の

制並に大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式凡其祭八月十五日を用ふ、奈良縣神社取調書

天高市神社、今曾我神社の南にあり、高市八幡と云、大和志名所圖會、清和天皇貞

觀元年正月甲申、從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大

社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式

治田神社、今岡村宮山にあり、大和志、奈良縣神社取調書、醍醐天皇延喜の制、大社に列

り、祈年祭幣に鈿鞞各一口を加奉る、延喜式凡其十月十日を用ふ、奈良縣神社取調書

太玉命神社四座、今忌部村にあり、日本紀通證、大和志、神名帳考證、高皇產靈尊の子齋部

宿禰の遠祖天太玉命及太玉命の子、大宮賣神豐磐間戸命、檜磐間戸命を

祀る、日本書紀、古語拾遺、日本紀通證、神名帳考證、○按大和國神名帳考證に、盤間戸二神なく、太玉命天比の、理咩命とあり、太玉命は天太玉命と重複なれは取りかたけれと、天比の理咩命は、天比理刀咩命にて、此に由縁ありさらば盤間戸二神を一柱として、此姫神を加ふべき歟、此四柱の神、

蓋皆天磐屋戸に大功あり、太玉命は祭祀の禮儀を掌り、日本書紀、古事記、古語拾遺、大

宮賣神は殿内に侍て、神意を和奉り、豐磐間戸神檜磐間戸神は、宮門を守

衛る事を掌りて仕奉りき、古語拾遺、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下よ

り從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、並名神大社に列り、祈年月次

新嘗の案上官幣に預る、延喜式、神二名、字、據名神祭式、飛鳥神の裔神也、類聚三代格凡其祭九

月十六日を用ふ、奈良縣神社取調書

櫛玉命神社四座、今眞弓村にあり、大和志、奈良縣神社取調書、蓋櫛玉彦神櫛玉姫神を

祀る、仲哀天皇の朝に及て玉祖連大荒木命新に神殿を建て、其祖櫛明玉

命玉祖命を合せ祭る、大和國神名帳考證、○按本書櫛玉彦一名天、明玉、神と云、ひ、櫛玉姫一名天太玉命と云もの杜撰信するに足らず、

玉祖命は八坂瓊五百箇御統玉を造りし神也、古語拾遺、清和天皇貞觀元年正

月甲申、從五位下より從五位上に叙され、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、並大社

に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式凡其祭十月十七日を用ふ

奈良縣神社取調書

加夜奈留美命神社、今雲梯村にあり、古事記傳、大穴持命の子加夜奈留美命を

祀る、加夜奈留美命又加屋鳴比女神と云、延喜式、類聚三代格、○按大和國神名帳考證に、茅鳴身神社は、高照姫

蓋檜前忌寸祖阿智使主を祀る、續日本紀、姓氏錄本社傳説 凡其祭九月九日を用ふ、奈良縣社

鳥坂神社二座、今鳥屋村あり、大和志 ○按本書、宣化天皇身狹桃鳥坂、按本村にあり、之に據るに、古へ身狹桃鳥坂地是也、

高皇產靈尊天押日命を祀る、大和國神名帳零解 初神武天皇の御世、道臣命を賞して、宅地を築坂邑に給ふて之に居らしむ、日本書紀、後其祖神を此に祀る、故桃

鳥坂神社と云ひ、又大伴神社と云ふ、大和國神名帳零解 ○按鳥坂、桃鳥坂の零語也、 醍醐天皇延喜の制、祈年祭幣に鉄鞆を加奉る、延喜式

龍本神社、○按大和國神名帳零解、波多郷稻淵瀧瀬本にありと云り、されど今其所在を詳にせず、

許世都比古命神社、今越村あり、五老神といふ、大和志、奈良縣社取調書、許世都比古命を祀る、延喜式、許世都比古命は、蓋武内宿禰の子許世小柄宿禰にして、

許勢臣の祖也、古事記、新撰姓氏錄、毎年九月五日、祭を行ふ、奈良縣社取調書

天津石門別神社、今越智村の大西にあり、奈良縣社取調書、神魂命の子天石都倭

居命を祀る、延喜式、清和天皇貞觀十七年三月壬子、正五位下天石戸別神

に從四位下を授く、三代實錄、凡毎年十一月六日祭を行ふ、奈良縣社取調書

波多張井神社、今羽内村にあり、大和志、名所圖會、稱徳天皇神護景雲四年、神封一

戸を充奉り、新抄格勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上

を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式、凡其祭九月八日を用ふ、奈良縣社取調書

久米御縣神社三座、今久米村にあり、天神と云ふ、大和志、名所圖會、○按日本

目命をして、或傍山の西川邊の地に居らしむ、今來目邑と云ふとある即此地也、其祖神を此に祭る者、亦知るへし、 蓋神皇產靈尊天

總津大來目命、○按本書此大來目頭總帥神を以て一座とす、其説甚疑はし、故今取らず、 を祀る、久米直の祖神

也、大和國神名帳零解、凡其祭八月廿四日を用ふ、奈良縣社取調書

氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社二座、今飛鳥川の東雷土村雷岡にあり、

九頭明神と云、大和志、神名帳考證、○按大和國神名帳零解に、本社も吉野郡

也、氣吹雷響雷神、吉野大國栖御魂神を祭る、延喜式、吉野大國栖御魂神は、蓋

吉野國栖部の祖盤穗排別神也、日本書紀、新撰姓氏錄、○按文安三年神名帳

注、盤穗排別神の子とす、姑附て、考に備ふ、

神祇志 卷之九 十四

奈良縣社取調書

大和志、神名帳考證、○按大和國神名帳零解に、本社も吉野郡

日本書紀、新撰姓氏錄、○按文安三年神名帳注、盤穗排別神の子とす、姑附て、考に備ふ、

清和天皇貞觀元年七月戊午、從五位下氣吹雷神響雷神、並に官社に預り、
三代醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預
る延喜式

○十市郡十九座

多坐彌志理都比古神社二座、また大社といふ、延喜式○按大社、又多社に作る、今多村多

大明神即是也、大和志行蓋、鈔名所圖會、蓋多臣の祖神八井耳を主として、神倭磐余毘

古天皇を祀る、日本書紀、古事記、初神八井耳命弟建沼河耳命に吾は兄な

れとも、汝命を扶けて忌人となり、天神地祇の神事を知りて仕奉らむ、汝

命上として天下治しめせと詔て、御身を退き給ひき、故彌志理都比古命

と稱奉りき、古事記、參取多、大明神社記、聖武天皇天平二年、神戶租稻一万六百九十束

を祭神及神嘗酒料に充奉り、東大寺正、倉院文書、平城天皇大同元年、大和播磨遠江

六十戸を寄し、新抄格、勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從三位勳八等多坐彌

志理都比古神に、正三位を授け、三代、實錄、醍醐天皇延喜の制、並に名神大社に

列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛に預る、延喜式一條天皇

正曆五年四月戊申、疾疫放火の變あるを以て、中臣氏人をして幣帛を奉

り、之を祈らめき、本朝世記、參、取日本紀畧、凡其祭正月三月廿日之を行ふ、奈良縣神、社取調書

十市御縣坐神社、今十市村の東にあり、大和志、聖武天皇天平二年、神戶租稻

一千七十二束を以て祭神料に充て、東大寺正、倉院文書、平城天皇大同元年、神封二

戸を寄し、新抄格、勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上を

授け、三代、實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預

る、即祈年祭六御縣神の一也、延喜式凡十月十六日祭を行ふ、奈良縣神、社取調書

目原坐高魂御魂神社二座、高皇產靈尊及御女栲幡千千媛命を祀る、延喜式○

大和國神名帳畧解に、本社川邊郷目原村、高森にありと云りされと今詳ならず、顯宗天皇三年四月庚申、日神人に

着りて、阿倍臣事代に詔はく、磐余田を以て我祖高皇產靈尊に獻れと詔

ひき、事代其由を奏し、かは神の乞のまゝに田十四町を獻り、對馬縣直

を以て祠に侍らしむ、日本書紀即是也、聖武天皇天平二年、神戶租稻二百七十

一束を以て祭料とし、東大寺正倉院文書平城天皇大同元年、神封二戸を充奉り、新抄

格勅符○按本書誤脱あり、今前後の例に依て之を訂す、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從

五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、並大社に列り、祈年月次新嘗の案

上幣帛に預る、延喜式

石村山口神社、○按本書印本、村を寸に作るは省體也、臨時祭式、根に作るは誤れり、今一本及三代實錄に依て之を訂す、今安倍

の長門邑にあむ、雙槻神社といふ、大和志○按長門邑は、蓋古石村の地也、聖武天皇天平二年、

神戸租稻八百十一束を以て祭神料に充て、東大寺正倉院文書平城天皇大同元年

神封二戸を寄し、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より正五

位下を授け九月庚申、風雨の御祈をの爲に幣使を奉り、三代實錄醍醐天皇延

喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、即祈

年祭山口神六座の一也、延喜式

畝尾坐健土安神社、今下八釣村にあり、大和志、名所圖會、蓋土神波邊夜須毘古神

波邊夜須毘賣神を祭る、古事記此神又埴安神といひ、又埴山姫と申す、日本書紀

及一 神武天皇天神の教に因て、此社中の土を取り、平瓮嚴瓮を造て、天神

地祇を祭り、八十梟師を平伏玉ひき、日本書紀聖武天皇天平二年、神戸租稻九

十束を以て、祭神料に充奉り、東大寺正倉院文書清和天皇貞觀元年正月甲申、從五

位下より從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次

新嘗の案上官幣に預る、延喜式凡九月三日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

耳成山口神社、今木原村耳無山にあり、大和志、名所圖會、聖武天皇天平二年、神戸

租稻五十三束を以て祭神料に充奉り、東大寺正倉院文書平城天皇大同元年、神封

一戸を寄し、新抄格勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より正五位下

を授け、九月庚申、雨風の祈に依て、幣使を奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大

社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、即祈年祭山口

神六座の一也、延喜式凡毎年十月三日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

竹田神社、今東竹田村にあり、大和志、行囊、蓋天照國照火明命を祭る、參取

姓氏錄、大和國、仁德天皇の御世、竹田川邊、連祖此社の側に居き、因て之を

氏神とす、新撰姓氏録 凡其祭十月四日を用ふ、奈良縣神社取調書

坂門神社、今中村にあり、大和志、奈良縣神社取調書 醍醐天皇延喜の制、祈年祭幣に鈿

鞞各一口を加奉る、延喜式

子部神社二座、今百濟川の側なる飯高村にあり、大和志名所圖會 蓋小子部連の

祖神八井耳命を祭る、新撰姓氏録、多明神和記 此神威靈大に顯る、舒明天皇十一年二

月、百濟大寺を社の近側に建て、神社の樹を伐傷ひき、此神祟ありて、堂塔

みな災に罹りしかば、天皇深く神威を畏給ひき、三代實錄、大安寺緣起 清和天皇貞

觀元年正月甲申、從五位下よを從五位上を授く、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、

並に大社に列を、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式 凡其祭九月三十

日を用ふ、奈良縣神社取調書

畠尾都多本神社、又九哭澤神社といふ、万葉和歌集 今木本村啼澤森にあり、大和志、名所圖會

蓋啼澤女命を祭る、初伊弉諾尊其姫神の神去坐し時、哭泣流涕給

ふ涙墜て神と化き、畠丘樹下に所居神啼澤女命即是也、日本書紀、一古へ書古事記

人命を此神に祈る者あり、万葉和歌集 醍醐天皇延喜の制、祈年祭に鈿鞞各一

口を加奉らしめき、延喜式 凡毎年八月廿六日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

天香山坐櫛真知命神社、按本書、知字を脱せり、今新抄格勅符に據て之を補ふ、元名大麻等乃知神と

云、延喜式○按本書印本、大麻呂井天和神とある、今香具山の北南浦村にわ

り、大和志、名所圖會 神皇產靈尊の御子、櫛真乳魂命を祀る、尊卑分脈、度相氏系圖、

の弟津速魂命の子市千魂命の子居々登魂命の子天兒屋根命なれば、櫛真乳

魂命は天兒屋根命の曾祖父津速魂命の甥に當り坐神也、附て考に備ふ、

蓋太兆の卜事を掌り坐神也、大和國神名帳、零解、參取、延喜式、釋日本紀、大憲、神武天皇天神の御訓

に依て、八十平瓮を造る時、土を天香山社中に取らしむ、蓋本社也、日本書紀

平城天皇大同元年、神封一戸を充奉り、新抄格勅符○按東大寺正倉院文書、

町とある時は、大同已前、既に神田を奉られし事著け、天平二年大稅帳に、久志麻知神田一

れと、其を奉りし年月詳ならず、故姑附て考に備ふ、清和天皇貞觀元年、正

延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式 一條天皇正

曆五年四月戊申、中臣氏人を宣命使とし、幣帛を奉て疫疾火災の變を祈

らしめ給ひき、本朝世記、參取日本紀略、凡毎年九月廿四日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

皇子神命神社、今多社の西南に在り、若宮といふ、

姫皇子命神社、今多社の東にあり、鎮守と云、其祭八月廿八日を用ふ、大和志、多

大明神

小杜神命神社、今多社の東南にあり、木下社と云ふ、大和志、名所圖會、大朝臣安麻呂を祭る、多大明神社記、凡毎年正月廿八日と以て祭を修む、奈良縣神社取調書

屋就神命神社、今多社の西大垣村にあり、八劍と云ふ、大和志、名所圖會、凡九月廿九日と例祭とす、奈良縣神社取調書

已上四神、並太神社の皇子神也、延喜式

下居神社、今椋橋村と去る五六町多武峯東口下居の隣邑下村にあり、和志、名所圖會、大和

齋跡幽考、大和志、名所圖會、蓋神八井耳命を祀る、初神八井耳命皇居を去て、春日縣に降居坐き、故下居神といふ、河内志、貴縣主神亦同神也、大和國神名帳釋、文德天皇

天安元年八月庚辰、從五位下椋橋下居神に從五位上を授く、文德實錄、凡其祭

九月七日を用ふ、奈良縣神社取調書

○山邊郡十三座 六七座 小六座

大和坐大國魂神社三座、今新泉村にあり、大和志、石和開見志、名所圖會、建速須佐之命の

子大年神の子大國御魂神をまつる、參取日本書紀、古事記、舊事本紀、八尺瓊を以て靈形とす、大和社注進狀、蓋此神倭國を經營坐し功德ある神なるを以て、朝廷にも殊

に深く尊み崇奉れり、故之を大倭大神と申す、參取日本書紀、古事記、舊事本紀、大意、○按出雲風土記に、此

神意宇都飯梨郷に天降坐すことみゆ、此は大穴貴命天神に歸順奉り、天上に參上り坐時、此神も從奉りしか、降坐しなるへし、且大穴貴命天下を經營玉へ

るを以て、大國玉命と稱奉るを、此神も大倭大國魂神と申すは、或は彼神を助けて殊に倭國に功德ありし事著し、姑附て考に備ふ、初大國魂神

を天皇天殿の内に齋奉り、崇神天皇に及て、甚く神威を畏給ひ、淳名城相媛命に託て之を市磯邑に遷祭らしむ、日本書紀市磯邑、據大倭社注進狀、相殿神二座、其一

は六年神の兄八島士奴美神、五世孫八千戈神を祭る、古事記、大倭社注進狀、八千戈神

は即大穴貴命也、昔此神の天孫に奉りし廣才も、又大殿内に在しを齋奉て、即其靈形とす、參取日本書紀、大倭社注進狀、其一は六年神の子御歲神を祀る、古事記、大和社

注進狀、垂仁天皇御世、大和直祖長尾市を神主とせば、天下太平ならむと神

申

十八

大和社

大和社

大和社

大和社

大和社

教給ひき、故長尾市を以て倭大國魂を祭る神主とす、日本書紀 此後大倭氏世々其祭を掌りき、日本書紀 持統天皇六年四月庚寅幣を奉て藤原宮を造る由を告し、二月甲申、新羅の調物を奉り、日本書紀 聖武天皇天平二年、神戸租稻一千四十餘束を以て、祭神及神嘗酒料に充しめ、東大寺正倉院文書 孝謙天皇天平勝寶元年十一月甲辰、大和、尾張、常陸、安藝、出雲、武藏の地三百二十七戸と神封に寄奉り、新抄格勅符 ○按本書廿七戸を奉る年月詳ならず、文德 文德天皇嘉祥三年十月辛亥、神階を進めて從二位とし、實錄 清和天皇貞觀元年正月甲申、從二位勳三等大和、大國魂神に從一位を授け、九月庚申、祈雨の爲に幣使を奉り、十二年七月壬申、幣帛を奉て河内堤を築に、重て水滂の患なからむ事を祈る、河内の水源大和より出るを以て也、三代實錄 宇多天皇寬平九年十二月甲辰、大和、大國魂神に正一位を授け奉り、大倭社注進狀引新國史 醍醐天皇延喜の制、三座並名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、延喜式 鳥羽天皇元永元年二月乙酉、火災に依て神殿三字、及靈形みな燒失

給ひき、中右記、百鍊鈔 毎年四月朔日、祭を行ふ、神輿中山村に幸す、近隣九村共に之を祭る、石和聞見志、大和志 石上坐布留御魂神社、また石上振神宮といふ、日本書紀 ○按延喜式、今大和社を距半里許石上村の北布留村にあり四十八村の氏神也、大和志、名和聞見志 ○按社傳に、本社古より拜殿のみにし、布都御魂の横刀を祀る、布都御魂亦名佐士布都神亦名瓊布都神といふ、初神武天皇紀伊國熊野に幸して、荒神を順ひ給ふ時に、建御雷神其平國時の横刀布都御魂を降し給ひしかば、其荒振神自ら切仆さひき、日本書紀 天皇檀原に都するに及て、物部連遠祖宇麻志麻治命其天瑞寶を獻り、神楯をたて五十櫛を布都主劍大神に刺繞して、殿内に齋奉りき、崇神天皇御世、八十萬神を祭る時、初めて建布都大神社を大和國山邊郡石上邑に移し奉り、伊香色雄命をして天神より受傳し瑞寶をも、共に此社に蔵めて、國家の爲に齋鎮め奉り、號て石上大神と申し、又其氏神とす、舊事本紀 垂仁天皇御世、皇子五十瓊敷

命の作らしし、横刀一千口を神宮に納め奉り、又其神寶を掌らしむ、日本書紀
古事記、○按日本書紀一説に、是時神言に依て春日臣族市河に神寶を治めしむ、とあるは、皇子を副て仕奉れるにや、詳かならず、其後妹大中
姫命に其事を知らしめむとし給ふ時、吾は手弱女也、いかで天の神庫に
得升らむと申給て、更に物部十千根大連に治めしめ給ひき、日本書紀 仁德天
皇倭國布瑠村高庭の地に幸して、布都奴斯神を齋す時、布瑠宿禰の
祖市川臣を神主とせられき、新撰姓氏錄○按市川臣は、是より後十市根連
市川臣等の裔、今に至て猶神社に仕奉れり、石和聞見志、天武天皇二年八
月庚辰、忍壁皇子を神宮に遣して、神寶を登き、即勅して神府に貯ふる諸
家の寶物を其子孫に還さしむ、日本書紀 聖武天皇天平二年、神戸租稻三千八
百餘束を充て祭料とし、東大寺正倉院文書 稱徳天皇神護景雲二年十月甲子、神封
五十戸を充奉る、續日本紀 桓武天皇延暦廿四年二月庚戌、典藥頭中臣朝臣道
成等に勅して、石上の兵仗を返し納めしむ、是よりさき神社の器仗を山
城葛野郡に運ひつるに、神怒あるを以て也、日本後紀 平城天皇大同元年、大和

備後信濃八十戸を神封に寄し、新抄格勅符 文德天皇嘉祥三年十月辛亥、正三
位を授け、文德實錄 清和天皇貞觀元年正月甲申、正三位勳六等石上神に從一
位を加へ、九月庚申、雨風の御所に幣使を發遣し、九年三月庚戌、正一位に
叙され、尋て大和國に勅して、百姓神山を燒き禾豆を播蒔事を禁しむ、三代實錄
醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及
祈雨の幣帛に預る、凡正殿及伴佐伯二殿、○按古へ神殿ありし事は、言まてりしを、何ばかりの頃にか衰へて、今はみな廢たり、故自ら拜殿をのみ設くる事となりしなるへし、姑く附て考に備ふ、並に鑰各一口、神
祇官庫に納めて、輒く開く事を得ず、又本社門鑰匙、常に官庫に納め、祭時
に官人神部卜部をして、門を開き社地を掃除て、祭に供奉らしむ、其備後
の封租穀は、社家に取て夏冬祭料に充つ、延喜式 凡其造社使は、伊勢神宮の
例に准て、五位を遣し給ふ、西宮記 村上天皇天德四年十一月丁酉、朔幣を奉
て、内裏の燒亡を告し、日本紀 一條天皇正暦五年四月戊申、疫疾放火を祈る
爲に、中臣氏人をして幣帛を奉りき、本朝世記、參取日本紀 凡神寶今存る者猶多し、

毎年六月晦、九月十五日を以て例祭とす、其六月は神寶を昇て早杉の地に至り、祓禊を行ふ、石和聞見志 四十八村の民、共に其祭に預る、大和志 凡神社に

仕ふる者、忌火、禰宜、年預あり、忌火は禰宜の上首たり、布留氏之に補され、物部氏を以て其神寶を掌らしむと云、石和聞見志

都祁水分神社、今鞆田村都祁野にあり、大和志、名所圖會、○按に都祁野、蓋古への都介郷地也、蓋天之

水分神國之水分神を祭る、古事記、延喜式、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より正五位下を授け、九月庚申、雨風の御祈の爲に使を遣して幣を奉り、

三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の奉幣に預る、即祈年祭水分神四座の一也、延喜式 凡六月九日、九月二十五日、

祭を行ふ、奈良縣神社取調書 山邊御縣座神社、今西井戸堂村にあり、大和志、名所圖會、聖武天皇天平二年、神戶

租稻二百七十二束を祭料ふ充奉り、東大寺正倉院文書 平城天皇大同元年、神封二戸を寄し、新抄格勅符 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下より從五位上に

叙され、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、即祈年祭御縣神六座の一也、延喜式 凡毎年九月十五日、祭を行ふ、奈良縣神社取調書

白堤神社、今長柄村にあり、白鳥明神と云、大和志、名所圖會、蓋白堤首の祖神、天櫛

玉命を祭る、新撰姓氏錄、○按、櫛玉命疑らくは事代主命の裔也、故類聚三代格高市郡櫛玉神を以て飛鳥神の裔神とす、且姓氏錄長柄首事代主

命の裔と云に依らば、本社の長柄村に在て、天櫛玉命を祭るもの、蓋其同族を以ての故也、附て考に備ふ、凡毎年八月二十二日祭を行ふ、奈良縣神社取調書

夜都伎神社、今乙木村に在り、乙木明神といふ、凡其祭十月二十二日を用ふ、大和志、奈良縣神社取調書、

都祁山口神社、今山口村にあり、水口明神と云ふ、大和志、名所圖會、聖武天皇天平

二年、神戶租稻一百四十六束を以て、祭神料に充奉り、東大寺正倉院文書 平城天皇

大同元年、神封一戸を寄し、新抄格勅符 清和天皇貞觀元年正月甲申、正五位下に叙され、九月庚申、風雨の御祈に依て、使を遣し幣を奉り、三代實錄 醍醐天皇

延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、延喜式

祝田神社、今田部村にあり、凡其祭八月二十二日を用ふ、大和志、奈良縣、神社取調書

石上市神社、今磯上村にあり、天神といふ、舊址は村東の平尾山にあり、凡

其祭九月十五日之を行ふ、大和志、奈良縣、神社取調書

下部神社、今吐山村下居にあり、下官と云、大和志、名所圖會、奈良縣、神社取調書

出雲建雄神社、

○式外諸神

東大寺八幡神、今添上郡東大寺域内にあり、大和志、宇佐八幡を遷祭る、蓋聖

武天皇の御願也、參取續日本紀、神皇正統記、孝謙天皇勝寶二年十一月己酉、神教に従

て、宇佐八幡神を平群郡に迎奉り、新に宮殿を梨原宮に設け、尋て天皇太

上天皇太后並に神輿と共に行幸して、東大寺の佛を拜給ひ、終に之を寺

中に遷し祭り、以て東大寺の鎮守とす、續日本紀、參取帝王編年記、神皇正統記、土御門天皇建

仁三年十一月庚寅、使を遣して幣を奉りき、奉幣蓋此に始る、明月記、伏見天

皇永仁二年七月辛酉、本寺僧徒神人、神輿三基を振て、禁中に至り事と訴

ふ、壬戌、神輿を東寺金堂に入れしむ、興福寺零年代記、帝王編年記、國大曆康永三年、此後僧徒神

輿と捧げ事を訴ふる時は朝廷又神威を畏て、恆例の朝儀を廢給ふ事、屢

なりき、國大曆、大要、凡其祭九月三日を用ふ、奈良縣、神社取調書

田中神、今添下郡田中村にあり、大和志、清和天皇貞觀七年四月乙亥、無位上

り從五位の下を授く、三代實錄、春日若宮、舊添上郡春日社二三殿の間にあり、

崇徳天皇保延元年、始て之を遷祭る、興福寺零年代記、諸社根元記、諸神記、今春日正殿の南百

五十餘歩にあり、大和志、二年九月壬午、始て祭を行ふ、一代要記、四條天皇嘉禎二

年十二月己丑、勅使をして内藏寮官幣を奉る、百鍊鈔、明日社司、祐茂記、諸社根元記、後定め

て承式とす、祐茂記、諸社根元記、後伏見天皇正安三年十月乙卯、神鏡十面、盜の爲に

奪去られ、十二月丁巳、社に還り給ひき、參取續吉記、春日、興福寺零年代記、毎年九月十七

日を以て祭日とす、台記、興福寺、年代零記、篠畑神社、今吉野郡山邊の篠畑にあり、大和志、和州、齋

蓋天照大神を祀る、崇神天皇御世、倭姬命大神を頂奉り、宇陀秋

宮より篠幡宮に遷坐き、即是也、日本書紀、延曆儀式帳、

瀧倉明神、今城上郡泊瀬の奥瀧倉村にあり、今昔物語、大和志、名所圖會、醍醐天皇延喜

二十年十一月、○按本書、從四位下を授け、類聚符、朱雀天皇天慶三年九月

丙寅、正二位を贈奉る、日本紀、

子島神、今高市郡小島村にあり、大和志、名所圖會、陽成天皇元慶五年十一月戊午、

正六位上より從五位下を授く、三代實錄、

豐日神、今山邊郡豐井村にあり、天神と云、大和志、名所圖會、清和天皇貞觀五年十

月乙丑、正六位上より從五位下を授く、三代實錄、

朝日豐明姬神、○按大和國神名帳、零解に、式内高市郡東日女神社を以て、朝日豐明姫命とす、未だ明證を得ず、姑附て考に備ふ、今同郡佐保庄村朝日觀音寺域内にあり、大和志、清和天皇貞觀十一年九月壬午、

正六位より從五位上を授く、三代實錄、石成神、○按和名抄、山邊郡石成郷あり、蓋此地也、

須知神、聖武天皇神龜三年七月乙未、使を遣して、幣帛を石成神に奉り、續日本紀、

仁明天皇承和六年四月壬申、雨を石成須知等社に祈らしむ、續日本紀、

天玉敷神、清和天皇貞觀五年十月乙丑、正六位上より從五位下を授く、

武雷神、清和天皇貞觀七年十月丁巳、正六位上より從五位下を授け、九月

八月壬午、從五位上を加ふ、

神皇產靈神、○按十七年條、神皇產魂命神に作る、清和天皇貞觀八年三月戊寅、從五位下よ

り正五位下を授け、十七年三月壬子、從四位下を加ふ、

馬立伊勢部田中神、清和天皇貞觀九年正月丙寅、正六位上より從五位下

を授く、

高生神、清和天皇貞觀九年四月壬辰、正六位上より從五位下を賜ふ、

拔田神、

拔田小神、清和天皇貞觀十一年九月壬午、正六位上拔田神、拔田小神、並に

從五位下を授く、

大仁保神、今高市郡入谷村にあり、春日といふ、大和志、名所圖會、○按日本書紀、推古帝三年、大臣長直を大

丹穂山、神創寺を造る、今其廢址本村にあり、入谷即丹生谷、大丹穂、大仁保、又同地、附て考に備ふ、陽成天皇元慶二年二月癸

巳、無位大仁保神に従五位下を授く、

統神、○按本書、一本今宇智郡須惠村にあり、大和志、名陽成天皇元慶五年

十月丁酉、正六位上より従五位下に叙さる、三代凡其祭八月十六日を用

ふ、奈良縣神

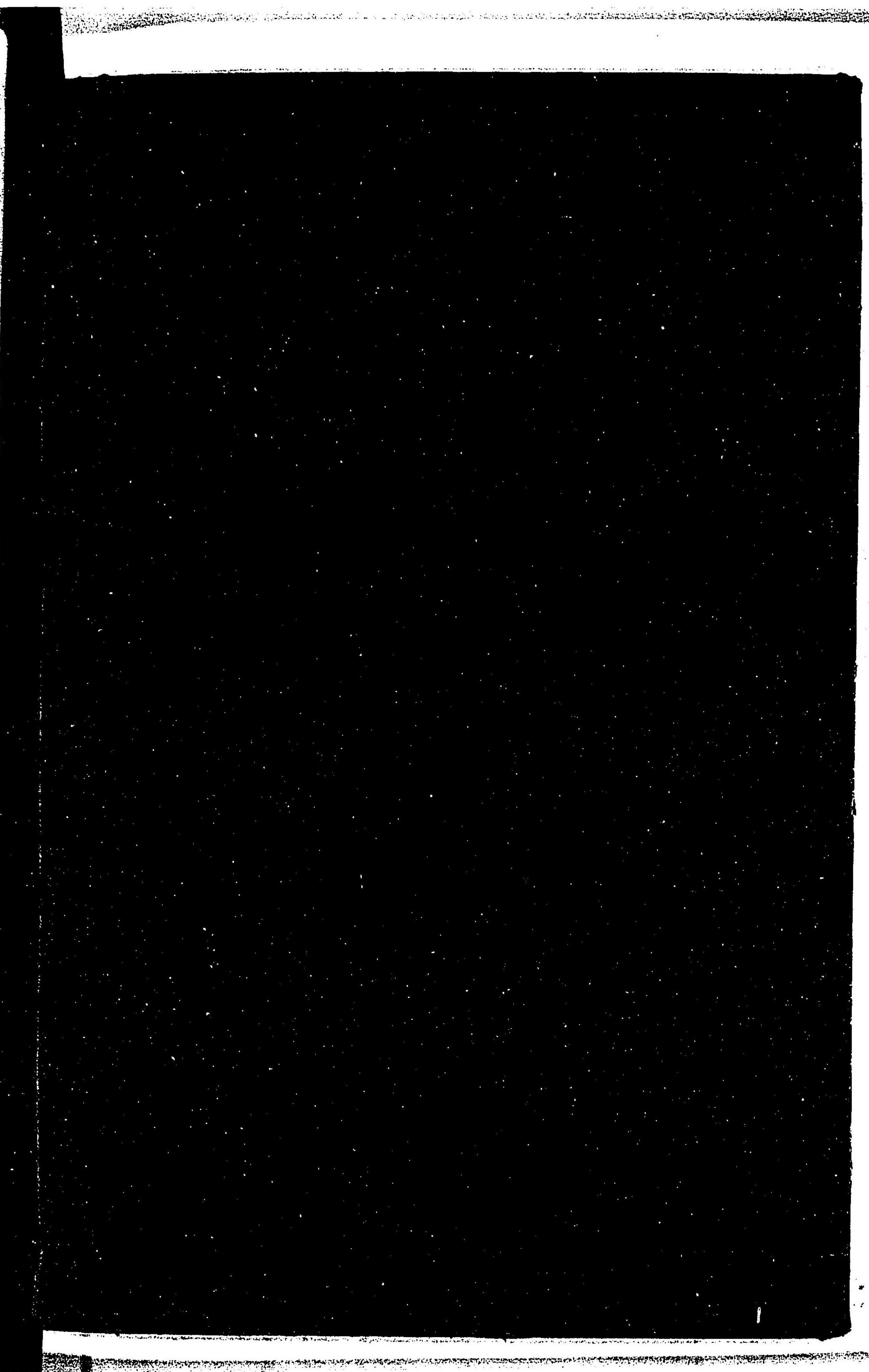
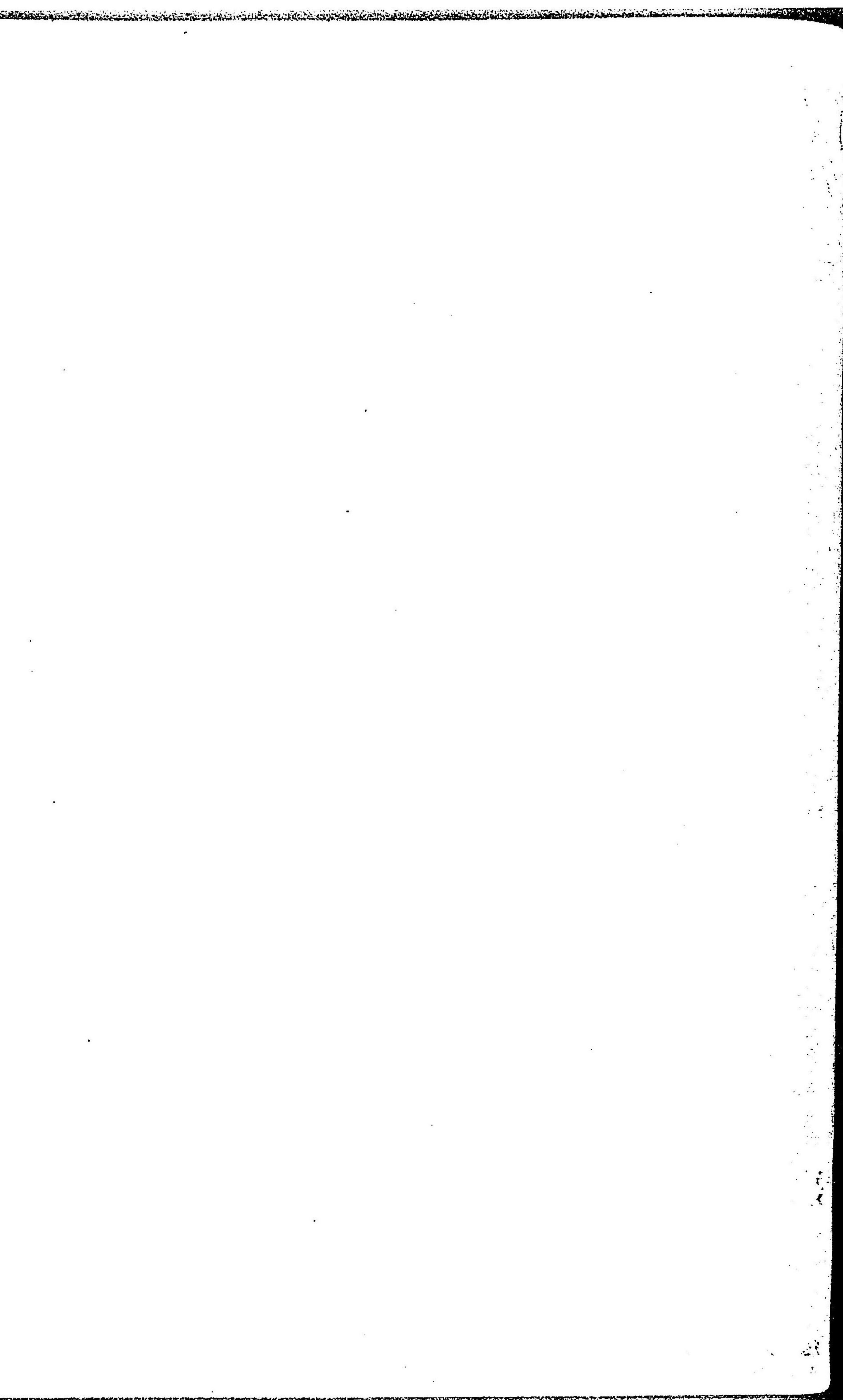
河内神、朱雀天皇天慶三年九月丙寅、大和國正五位上河内神に従四位下

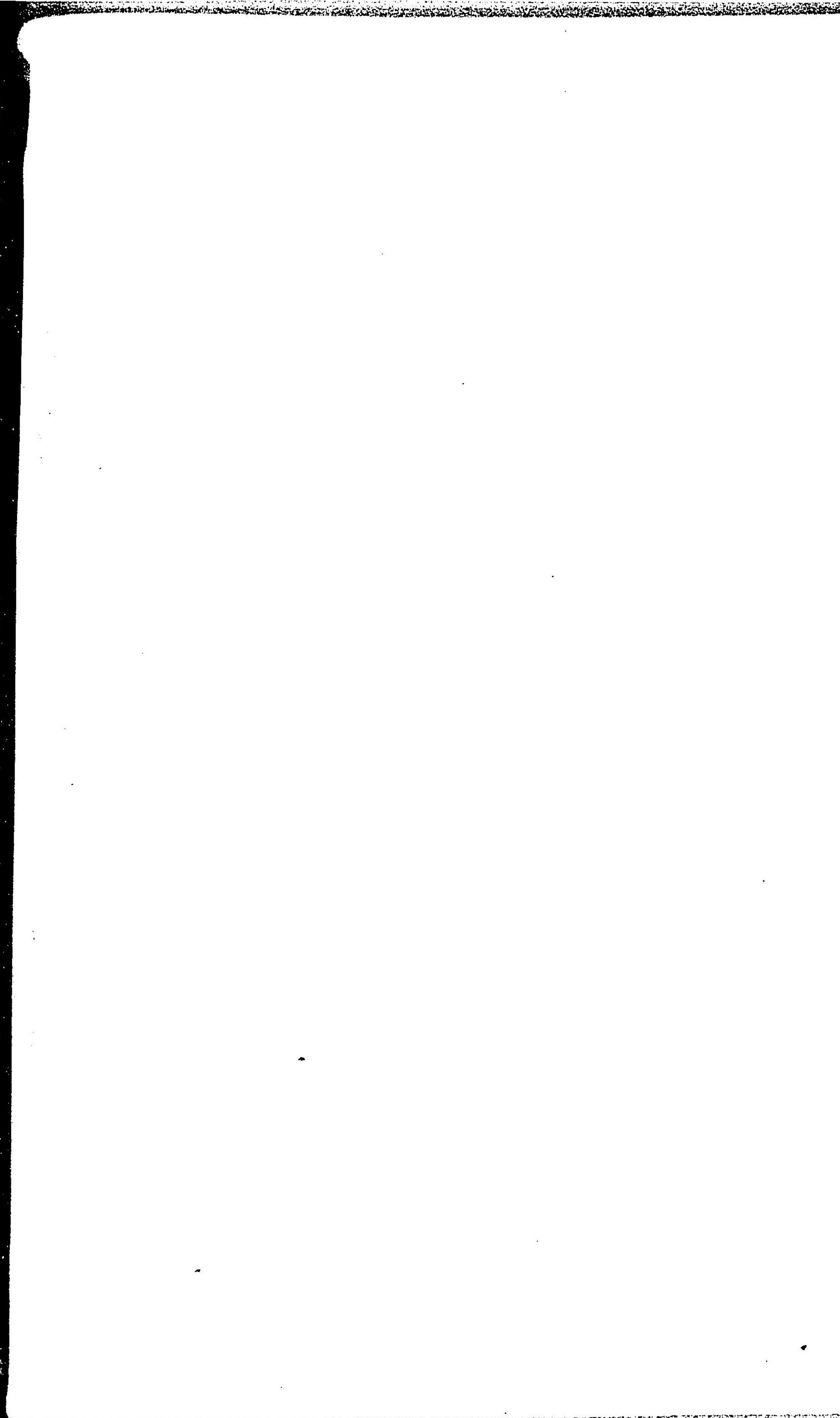
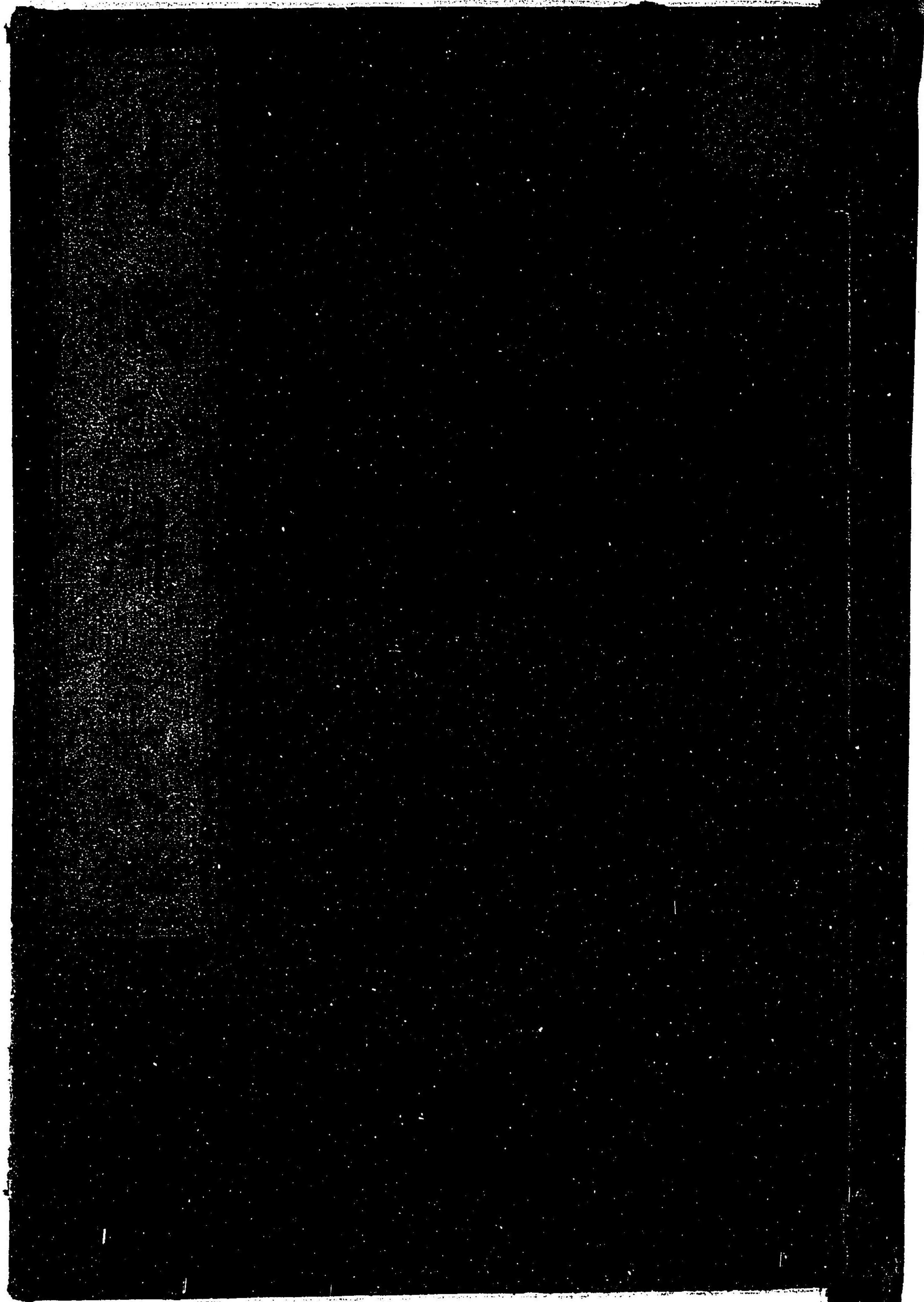
と授奉る、日本

紀畧

神祇志料卷之九終

17
9
11





東泉圖書				
一	四	三		
冊	字	架	函	類